

独立行政法人水産大学校職員給与規程

平成13年4月1日
水大規程第70号

改正	平成13年11月30日	13水大校第	935号
改正	平成15年3月1日	14水大校第	1010号
改正	平成15年4月1日	14水大校第	1089号
改正	平成15年11月1日	15水大校第	733号
改正	平成16年4月1日	15水大校第	1127号
改正	平成16年11月1日	16水大校第	734号
改正	平成17年12月1日	17水大校第	771号
改正	平成18年3月31日	17水大校第	1133号
改正	平成19年3月30日	18水大校第	1175号
改正	平成19年9月28日	19水大校第	584号
改正	平成19年11月30日	19水大校第	733号
改正	平成20年3月31日	19水大校第	1070号
改正	平成21年5月29日	21水大校第	260号
改正	平成21年11月30日	21水大校第	782号
改正	平成22年4月1日	22水大校第	481号
改正	平成22年11月30日	22水大校第	724号
改正	平成23年1月1日	22水大校第	756号
改正	平成23年4月1日	23水大校第	77号
改正	平成23年5月25日	23水大校第	197号
改正	平成23年10月1日	23水大校第	677号
改正	平成24年5月1日	24水大校第	114号
改正	平成24年11月1日	24水大校第	552号
改正	平成25年6月1日	25水大校第	216号
改正	平成26年1月1日	25水大校第	637号
改正	平成26年4月1日	25水大校第	776号
改正	平成26年12月1日	26水大校第	577号
改正	平成27年4月1日	27水大校第	66号
改正	平成28年1月1日	27水大校第	634号

(目的)

第1条 この規程は、独立行政法人水産大学校職員就業規則（水大規程第48号。以下「職員就業規則」という。）第68条及び独立行政法人水産大学校船員就業規則（水大規程第49号。以下「船員就業規則」という。）第41条の規定に基づき、独立行政法人水産大学校（以下「本校」という。）の職員（職員就業規則の適用を受ける職員（同規則第5条第1項第1号から第5号に掲げる職員を除く。）及び船員就業規則の適用を受ける職員をいう。以下同じ。）の給与に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(職員の給与)

第2条 職員の給与は、俸給及び諸手当とする。

2 諸手当は、俸給の特別調整額、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、超過勤務手当、夜勤手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、期末特別手当とする。

(給与の支給)

第3条 職員の給与は、法令及び労働協約に定めるところにより、職員の給与から控除すべきものの金額を控除し、その残額を現金で直接職員に支給する。

(俸給)

第4条 各職員の受ける俸給は、その職務の複雑、困難及び責任の度に基づき、かつ、勤労の強度、勤務時間、勤務環境その他の勤務条件を考慮したものでなければならない。

第5条 俸給表の種類は、次に掲げるとおりとし、各俸給表の適用範囲は、それぞれ当該俸給表に定めるところによる。

- (1) 一般職員俸給表 (別表第1)
- (2) 技術専門職員俸給表 (別表第2)
- (3) 船舶職員俸給表 (別表第3)
 - ア 船舶職員俸給表 (一)
 - イ 船舶職員俸給表 (二)
- (4) 教育職員俸給表 (別表第4)
- (5) 指定職員俸給表 (別表第5)

2 前項の俸給表 (以下単に「俸給表」という。)は、すべての職員に適用するものとする。

3 職員 (指定職員俸給表の適用を受ける職員を除く。)の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づきこれを俸給表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、理事長が別に定める。

第6条 指定職員俸給表の適用を受ける職員の俸給月額、同表に掲げる俸給月額のうち、その者の占める役職に応じて理事長が別に定める号俸の額とする。

第7条 理事長は、第5条第3項の規定に基づく分類の基準に適合するように、かつ、予算の範囲内で、職務の級の定数を設定し、又は改定することができる。

2 職員の職務の級は、前項の職員の職務の級ごとの定数の範囲内で、かつ、理事長が別に定める基準に従い決定する。

3 新たに俸給表 (指定職員俸給表を除く。)の適用を受ける職員となった者の号俸は、理事長が別に定める初任給の基準に従い決定する。

4 職員が一の職務の級から他の職務の級に移った場合 (指定職員俸給表の適用を受ける職員が他の俸給表の適用を受けることとなった場合を含む。)又は一の役職から同じ職務の級の初任給の基準を異にする他の役職に移った場合における号俸は、理事長が別に定めるところにより決定する。

5 職員の昇給は、理事長が別に定める日に、同日前において理事長が別に定める日以前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。この場合において、同日の翌日から昇給を行う日の前日のまでの間に当該職員が職員就業規則第81条又は第82条の規定による懲戒処分を受けたことその他これに準ずるものとして理事長が別に定める事由に該当したときは、これらの事由を併せて考慮するものとする。

6 前項の規定により職員 (次項に規定する職員を除く。以下この項において同じ。)を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号俸数は、前項前段に規定する期間の全部を良好な成績で勤務し、かつ、同項後段の規定の適用を受けない職員の昇給の号俸数を4号俸 (一般職員俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上である者、教育職員俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が4級以上である者及び船舶職員俸給表 (一)の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上である者)にあつては、3号俸)とすることを標準として、理事長が別に定める基準に従い決定する。

7 55歳 (技術専門職員俸給表の適用を受ける職員にあつては、57歳)を超える職員の第

5項の規定による昇給は、同項前段に規定する期間におけるその者の勤務成績が特に良好であり、かつ、同項後段の規定の適用を受けない場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号俸数は、勤務成績に応じて理事長が別に定める基準に従い決定する。

8 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号俸を超えて行わないものとする。

9 職員の昇給は、予算の範囲内で行うものとする。

(俸給の支給)

第8条 俸給は、毎月16日(その日が職員就業規則第43条に規定する休日にあたる場合は、その月の15日以降の日のうち、その日に最も近い当該休日でない日。以下「支給定日」という。)に、その月の月額的全額を支給する。

第9条 新たに職員となった者には、その日から俸給を支給し、昇給、降給等により俸給額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた俸給を支給する。

2 職員が退職(次項による退職を除く。)し、又は解雇にされたときは、その日まで俸給を支給する。

3 職員が死亡により退職したときは、その月まで俸給を支給する。

4 第1項又は第2項の規定により俸給を支給する場合であって、月の初日から支給するとき以外のとき、又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その俸給額は、その月の現日数から職員就業規則第43条、第45条第1項及び第52条第1項に規定する休日又は船員就業規則第25条に規定する休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(俸給の調整額)

第10条 理事長は、俸給月額が、職務の複雑、困難若しくは責任の度又は勤労の強度、勤務時間、勤労環境その他の勤労条件が同じ職務の級に属する他の役職に比して著しく特殊な役職に対し適当でないと認めるときは、その特殊性に基づき、俸給月額につき適正な調整額表を定めることができる。

2 前項の調整額表に定める俸給月額の調整額は、調整前における俸給月額の100分の25を超えてはならない。

(俸給の特別調整額)

第11条 理事長は、次に掲げる職員に対して、その特殊性に基づき、俸給月額につき適正な特別調整額表を定めることができる。

(1) 労働基準法(昭和22年法律第49号)第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者又は機密の事務を取り扱う者として理事長が別に定める職を占める職員

(2) 企画管理部門及び教学部門において、部又は課の業務を総括する職を占める職員

(3) 前2号に準ずる者として理事長が別に定める職を占める職員

2 前項の俸給月額の特別調整額は、同項に規定する役職を占める職員の属する職務の級における最高の号俸の俸給月額100分の25を超えてはならない。

3 第1項第2号及び第3号に掲げる職員に支給する俸給の特別調整額には、あらかじめ支給する第20条第1項第1号アに掲げる勤務に対する超過勤務手当が含まれるものとする。

4 前項に規定する「含まれる超過勤務手当」の時間数は、俸給の特別調整額が支給される職員の区分に応じて、理事長が別に定める。

(扶養手当)

第12条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。

2 扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。

(1) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)

- (2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫
- (3) 60歳以上の父母及び祖父母
- (4) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
- (5) 重度心身障害者

3 扶養手当の月額、前項第1号に該当する扶養親族については13,000円、同項第2号から第5号までの扶養親族（次条において「扶養親族たる子、父母等」という。）については1人につき6,500円（職員に配偶者がいない場合にあっては、そのうち1人については11,000円）とする。

4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

第13条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに該当する事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨（新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に該当する事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。）を理事長に届け出なければならない。

- (1) 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合
- (2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（前条第2項第2号又は第4号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）
- (3) 扶養親族たる子、父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合（前号に該当する場合を除く。）
- (4) 扶養親族たる子、父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合（第1号に該当する場合を除く。）

2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となった日、扶養親族がない職員に前項第1号に掲げる事実が生じた場合においてはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が退職し、又は解雇にされた場合においてはそれぞれその者が退職し、又は解雇にされた日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものすべてが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

3 扶養手当は、これを受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合、扶養手当を受けている職員について同項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合又は職員の扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合においては、これらの事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定（扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改

定を除く。)及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定について準用する。

4 前条及び前3項に規定するもののほか、扶養手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(地域手当)

第14条 地域手当は、第3項に該当する職員に支給する。

2 地域手当の月額、俸給、俸給の特別調整額及び扶養手当の月額の合計額に、次項に定める支給割合を乗じて得た額とする。

3 国家公務員、地方公務員又は理事長が別に定める法人に使用される者(常時勤務に服することを要しない者を除く。以下「国家公務員等」という。)から引き続き人事交流等により職員になった場合において、当該採用されることとなった日の前日における勤務地(当該勤務地に引き続き6箇月を超えて在勤していた場合及びその他当該場合との権衡上必要があると認められる場合として理事長が別に定める場合に限る。)において一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)第11条の3に規定する地域手当(当該地域手当に相当すると理事長が認めた手当を含む。以下同じ。)を支給されていた職員は、当該採用の日から2年を経過するまでの間地域手当(当該採用の日の前日の地域手当の支給割合が当該採用の後に改定された場合にあっては、当該採用の日の前日の支給割合による地域手当)を支給する。

(1) 当該採用の日から同日以後1年を経過する日までの期間 採用前の支給割合

(2) 当該採用の日から同日以後2年を経過する日までの期間 (前号に掲げる期間を除く。)

採用前の支給割合に100分の80を乗じて得た割合

4 前3項に定めるもののほか、地域手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(広域異動手当)

第14条の2 職員がその在勤する事務所を異にして異動した場合又は職員の在勤する事務所が移転した場合において、当該異動又は移転(以下この条において「異動等」という。)につき理事長が別に定めるところにより算定した事務所間の距離(異動等の日の前日に在勤していた事務所の所在地と当該異動等の直後に在勤する事務所の所在地との間の距離をいう。以下この項において同じ。)及び住居と事務所との間の距離(異動等の直前の住居と当該異動等の直後に在勤する事務所の所在地との間の距離をいう。以下この項において同じ。)がいずれも60キロメートル以上であるとき(当該住居と事務所との間の距離が60キロメートル未満である場合であって、通勤に要する時間等を考慮して当該住居と事務所との間の距離が60キロメートル以上である場合に相当すると認められる場合として理事長が別に定める場合を含む。)は、当該職員には、当該異動等の日から3年を経過する日までの間、俸給、俸給の特別調整額及び扶養手当の月額の合計額に当該異動等に係る事務所間の距離の次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額の広域異動手当を支給する。ただし、当該異動等に当たり一定の期間内に当該異動等の日の前日に在勤していた事務所への異動等が予定されている場合その他の広域異動手当を支給することが適当と認められない場合として理事長が別に定める場合は、この限りでない。

(1) 300キロメートル以上 100分の10

(2) 60キロメートル以上300キロメートル未満 100分の5

2 前項の規定により広域異動手当を支給されることとなる職員のうち、当該支給に係る異動等(以下この項において「当初広域異動等」という。)の日から3年を経過する日までの間の異動等(以下この項において「再異動等」という。)により前項の規定により更に広域異

手当が支給されることとなるものについては、当該再異動等に係る広域異動手当の支給割合が当初広域異動等に係る広域異動手当の支給割合を上回るとき又は当初広域異動等に係る広域異動手当の支給割合と同一の割合になるときにあっては当該再異動等の日以後は当初広域異動等に係る広域異動手当を支給せず、当該再異動等に係る広域異動手当の支給割合が当初広域異動等に係る広域異動手当の支給割合を下回るときにあっては当初広域異動等に係る広域異動手当が支給されることとなる期間は当該再異動等に係る広域異動手当を支給しない。

- 3 国家公務員等から引き続き人事交流等により職員になった場合において、これに伴い勤務場所に変更があったものには、前2項の規定に準じて、広域異動手当を支給する。
- 4 前3項の規定により広域異動手当を支給されることとなる職員が、第14条の規定により地域手当を支給される職員である場合における広域異動手当の支給割合は、前3項の規定による広域異動手当の支給割合から当該地域手当の支給割合を減じた割合とする。この場合において、前3項の規定による広域異動手当の支給割合が当該地域手当の支給割合以下であるときは、広域異動手当は、支給しない。
- 5 前各項に規定するもののほか、広域異動手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(住居手当)

第15条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

- (1) 自ら居住するため住宅（貸間を含む。次号において同じ。）を借り受け、月額12,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（国家公務員宿舍法（昭和24年法律第117号）第13条の規定による有料宿舍を貸与され、使用料を支払っている職員その他理事長が別に定める職員を除く。）
- (2) 第17条第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅（国家公務員宿舍法第13条の規定による有料宿舍その他理事長が別に定める住宅を除く。）を借り受け、月額12,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして理事長が別に定めるもの

2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額（当該各号のいずれにも該当する職員にあっては、当該各号に掲げる額の合計額）とする。

- (1) 前項第1号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に掲げる額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額
ア 月額23,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から12,000円を控除した額
イ 月額23,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から23,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が16,000円を超えるときは、16,000円）を11,000円に加算した額

(2) 前項第2号に掲げる職員 前号の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）

3 前2項に規定するもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(通勤手当)

第16条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

- (1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）

(2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で理事長が別に定めるもの（以下「自動車等」と

いう。)を使用することを常例とする職員(自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。)

(3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員(交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。)

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、理事長が別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(以下「運賃等相当額」という。)。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下「1箇月当たりの運賃等相当額」という。)が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円を支給単位期間の月数を乗じて得た額(その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)

(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額

ア 自動車等の使用距離(以下この号において「使用距離」という。)が片道5キロメートル未満である職員 2,000円

イ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員 4,200円

ウ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 7,100円

エ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 10,000円

オ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 12,900円

カ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員 15,800円

キ 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員 18,700円

ク 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員 21,600円

ケ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員 24,400円

コ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員 26,200円

サ 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員 28,000円

シ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員 29,800円

ス 使用距離が片道60キロメートル以上である職員 31,600円

(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して、理事長が別に定める区分に応じ、前2号に定める額(1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)、第1号に定める額又は前号に定める額

3 事務所を異にする異動又は在勤する事務所の移転に伴い、所在する地域を異にする事務所
に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で理事長
が別に定めるもののうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動又は事務所の
移転の直前の住居(当該住居に相当するものとして理事長が別に定める住居を含む。)から

の通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（以下「新幹線鉄道等」という。）でその利用が理事長が別に定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 新幹線鉄道等に係る通勤手当 支給単位期間につき、理事長が別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額の2分の1に相当する額。ただし、当該額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1箇月当たりの特別料金の2分の1相当額」という。）が20,000円を超えるときは、支給単位期間につき、20,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の新幹線鉄道等を利用するものとして当該特別料金等の額を算出する場合において、1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額の合計額が20,000円を超えるときは、その者の新幹線鉄道等に係る通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、20,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額

4 前項の規定は、国家公務員等から引き続き人事交流等により職員となった者のうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該採用の直前の住居（当該住居に相当するものとして理事長が別に定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等でその利用が理事長が別に定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（任用の事情等を考慮して理事長が別に定める職員に限る。）その他前項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして理事長が別に定める職員の通勤手当の額の算出について準用する。

5 通勤手当は、支給単位期間（理事長が別に定める通勤手当にあつては、理事長が別に定める期間）に係る最初の月の支給定日に支給する。

6 通勤手当を支給される職員につき、離職その他の理事長が定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して理事長が別に定める額を返納させるものとする。

7 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として理事長が別に定める期間（自動車等に係る通勤手当にあつては、1箇月）をいう。

8 前各項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

（単身赴任手当）

第17条 事務所を異にする異動又は在勤する事務所の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の理事長が別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動又は事務所の移転の直前の住居から当該異動又は事務所の移転の直後に在勤する事務所に通勤することが通勤距離等を考慮して理事長が別に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する事務所に通勤することが、通勤距離等を考慮して理事長が別に定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。

2 単身赴任手当の月額は、30,000円（理事長が別に定めるところにより算定した職員の住居

と配偶者の住居との間の交通距離（以下単に「交通距離」という。）が理事長が別に定める距離以上である職員にあっては、その額に、70,000円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて理事長が別に定める額を加算した額）とする。

- 3 国家公務員等から引き続き人事交流等により職員となり、これに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の理事長が別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該採用の直前の住居から当該採用の直後に在勤する事務所に通勤することが通勤距離等を考慮して理事長が別に定める基準に照らし困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員（任用の事情等を考慮して理事長が別に定める職員に限る。）その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして理事長が別に定める職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。
- 4 前3項に規定するもののほか、単身赴任手当の支給の調整に関する事項その他単身赴任手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

（給与の減額）

第18条 職員が正規の勤務時間が割り振られた日において勤務しないときは、休暇による場合その他その勤務しないことにつき特に承認のあった場合（職員就業規則第52条第2項又は第3項の規定により代休日又は代休時間に変更した場合であって、その取得日が当該取得日に対応する勤務を命ぜられた休日（振り替えて休日とされた日に勤務することを命ぜられ、勤務した場合にあっては、最初に勤務を命ぜられた休日）の属する月と同一でない場合を除く。）を除き、その勤務しない1時間につき、第23条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

（給与の半減）

第19条 職員が負傷（業務上の負傷及び通勤（労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第7条第1項第2号に規定する通勤をいう。以下同じ。）による負傷を除く。）若しくは疾病（業務上の疾病及び通勤による疾病を除く。以下この項において同じ。）に係る療養のため、又は疾病に係る就業禁止の措置により、当該療養のための病気休暇又は当該措置の開始の日から起算して90日を超えて引き続き勤務しないときは、その期間経過後の当該病気休暇又は当該措置に係る日につき、俸給の半額を減ずる。

- 2 前項に規定するもののほか、同項の勤務しない期間の範囲、俸給の計算その他俸給の半減に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

（超過勤務手当）

第20条 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員（船員就業規則第3条第1号に規定する船員（以下「船員」という。）を除く。）には、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第23条に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間を超えて勤務した次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれに定める割合を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。ただし、指定職員及び第11条第1項第1号に掲げる職員にあっては、第1号ア、第2号ア及び第3号アに掲げる勤務については、超過勤務手当は支給しない。

- (1) 正規の勤務時間が割り振られた日における勤務 次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれに定める割合

ア イに掲げる勤務以外の勤務 100分の125

イ 深夜（午後10時から翌日の午前5時をいう。以下同じ。）における勤務 100分の150

- (2) 休日（職員就業規則第43条第1項（同規則第45条第1項の規定による勤務を行う職

員にあつては、独立行政法人水産大学校職員の勤務時間、休憩、休日、休暇等に関する規程（水大規程第64号。以下「勤務時間規程」という。）第6条第2項）に規定する休日をいう。次号において同じ。）のうち、法定休日（職員就業規則第43条第2項（同規則第45条第1項の規定による勤務を行う職員にあつては、勤務時間規程第6条第4項）に規定する法定休日をいう。次号において同じ。）以外の日における勤務 次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれに定める割合

ア イに掲げる勤務以外の勤務 100分の135（職員就業規則第52条第2項の規定により代休を取得した場合の当該休日（同項第2号に掲げる場合にあつては、当該振り替えて休日とされた日）に行った勤務又は同条第3項の規定により代休を同一月内に取得した場合の当該休日に行った勤務にあつては、100分の35）

イ 深夜における勤務 100分の160

(3) 休日のうち、法定休日における勤務 次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれに定める割合

ア イに掲げる勤務以外の勤務 100分の135（職員就業規則第52条第2項の規定により代休を取得した場合の当該休日（同項第2号に掲げる場合にあつては、当該振り替えて休日とされた日）に行った勤務又は同条第3項の規定により同一月内に代休を取得した場合の当該休日に行った勤務にあつては、100分の35）

イ 深夜における勤務 100分の160

(4) 第1号、第2号又は第3号の規定により超過勤務手当を支給する場合において、当該職員が正規の勤務時間を超えて勤務した時間が超過勤務手当の支給算定期間（月の初日からその月の末日までの期間をいう。以下この条において同じ。）の初日から起算して60時間を超えた勤務 次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれに定める割合

ア イに掲げる勤務以外の勤務 100分の150

イ 深夜における勤務 100分の175

2 第11条第1項第2号及び第3号に掲げる職員に対する第1項及び次項の規定の適用については、同項中「全時間」とあるのは「全時間（第1号アに掲げる勤務にあつては、第11条第4項の規定により理事長が別に定める時間数を超える時間）」とする。

3 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた船員には、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第23条に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間を超えて勤務した次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれに定める割合を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

(1) 正規の勤務時間が割り振られた日における勤務 次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれに定める割合

ア イに掲げる勤務以外の勤務 100分の130

イ 深夜における勤務 100分の155

(2) 休日（船員就業規則第25条第1項に規定する休日をいう。次号において同じ。）のうち、法定休日（同規則第25条第2項に規定する法定休日をいう。次号において同じ。）以外の日における勤務 次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれに定める割合

ア イに掲げる勤務以外の勤務 100分の140

イ 深夜における勤務 100分の165

(3) 休日のうち、法定休日における勤務 次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれに定める割合

ア イに掲げる勤務以外の勤務 100分の140

イ 深夜における勤務 100分の165

(4) 第1号、第2号又は第3号の規定により超過勤務手当を支給する場合において、当該船員が正規の勤務時間を超えて勤務した時間が超過勤務手当の支給算定期間の初日から起算して60時間を超えた勤務 次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれに定める割合
ア イに掲げる勤務以外の勤務 100分の150
イ 深夜における勤務 100分の175
(夜勤手当)

第21条 正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられた職員には、その間に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第23条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の25を夜勤手当として支給する。
(端数計算)

第22条 第18条に規定する勤務1時間当たりの給与額及び前2条の規定により勤務1時間につき支給する超過勤務手当又は夜勤手当の額を算定する場合において、当該額に、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。
(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第23条 第18条及び第20条及び第21条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、俸給の月額、俸給の月額に対する地域手当、広域異動手当の月額の合計額を別に定める1月当たりの勤務時間数で除して得た額とする。
(管理職員特別勤務手当)

第24条 第11条の規定に基づく理事長が別に定める職員(以下「特定管理職員」という。)又は指定職員俸給表の適用を受ける職員が、臨時又は緊急の必要その他の業務の運営の必要により職員就業規則第43条に規定する休日及び船員就業規則第25条に規定する休日に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 管理職員特別勤務手当の額は、前項の規定による勤務1回につき、特定管理職員にあっては12,000円を超えない範囲内において理事長が別に定める額、指定職員俸給表の適用を受ける職員にあっては当該額のうち最高のものに100分の150を乗じて得た額とする。ただし、同項の規定による勤務に従事する時間等を考慮して理事長が別に定める勤務にあっては、それぞれその額に100分の150を乗じて得た額とする。

3 前2項に定めるもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。
(期末手当)

第25条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条から第27条までにおいてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員(指定職員を除く。以下この条において同じ。)に対して、それぞれ6月30日及び12月10日(これらの日が職員就業規則第43条に規定する休日にあたる時は、その直前の当該休日以外の日。以下この条から27条までにおいてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職(同規則第13条第1号から第4号まで又は第6号に掲げる事由による退職に限る。以下29条まで及び第32条第7項において同じ。)し、又は解雇(同規則第10条第2項又は第18条の規定による解雇に限る。以下29条まで及び第32条第7項において同じ。)にされた職員(第32条第7項の規定の適用を受ける職員及び理事長が別に定める職員を除く。)についても、同様とする。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の122.5、12月に支給する場合においては100分の137.5を乗じて得た額(理事長が別に定める特定幹部職員(第28条において「特定幹部職員」という。)にあっては、6月に支給す

る場合においては100分の102.5、12月に支給する場合においては100分の117.5を乗じて得た額)に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 6箇月 100分の100
- (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80
- (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60
- (4) 3箇月未満 100分の30

3 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在(退職し、又は解雇にされた職員にあっては、退職し又は解雇にされた日現在)において職員が受けるべき俸給及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当、広域異動手当の月額の合計額とする。

4 理事長が別に定める職員については、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、俸給の月額並びにこれに対する地域手当、広域異動手当の月額の合計額に役職の職制上の段階、職務の級等を考慮して理事長が別に定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で理事長が別に定める割合を乗じて得た額(理事長が別に定める職にある職員にあっては、その額に俸給月額に100分の25を超えない範囲内で理事長が別に定める割合を乗じて得た額を加算した額)を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。

5 第2項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

第26条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第3号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。

- (1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に職員就業規則第81条の規定による懲戒解雇の処分を受けた職員
- (2) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に退職し、又は解雇にされた職員で、その退職をし、又は解雇にされた日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの
- (3) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者(当該処分を取り消された者を除く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

第27条 理事長は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに退職し、又は解雇にされたものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

- (1) 退職し、又は解雇にされた日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴(当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続きによるものを除く。第3項において同じ。)をされ、その判決が確定していない場合
- (2) 退職し、又は解雇にされた日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であつて、その者に対し期末手当を支給することが、本校の公共上の見地から行う事務及び事業に対する国民の信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。

2 前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分(以下「一時差止処分」という。)を受けた者は、理事長が別に定める期間が経過した後においては、当該一時差止処分後の事

情の変化を理由に、理事長に対し、その取消しを申し立てることができる。

3 理事長は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合

(2) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合

(3) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して1年を経過した場合

4 前項の規定は、理事長が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。

5 前各項に規定するもののほか、一時差止処分に関し必要な事項は、理事長が別に定める。
(勤勉手当)

第28条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、その者の基準日以前における直近の人事評価（一般職員俸給表、技術専門職員俸給表又は船舶職員俸給表の適用を受ける職員にあっては、独立行政法人水産大学校一般職員等人事評価実施規程（水大規程第231号）第8条第1項に規定する業績評価をいい、教育職員俸給表の適用を受ける職員にあっては、独立行政法人水産大学校教育職員教育研究業績評価実施規程（水大規程第244号）第1条に規定する教育研究業績評価をいう。）の結果及び基準日以前6箇月以内の期間における勤務の状況に応じて、それぞれ6月30日及び12月10日（これらの日が職員就業規則第43条に規定する休日に当たるときは、その直前の当該休日以外の日。以下この条においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は解雇にされた職員（理事長が別に定める職員を除く。）についても同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、理事長が別に定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、理事長が支給する勤勉手当の額の総額は、勤勉手当基礎額に職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は解雇にされた職員にあっては、退職し、又は解雇にされた日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当、広域異動手当の月額の合計額を加算した額に、100分の85（特定幹部職員にあっては、100分の105）を乗じて得た額を超えてはならない。

3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき俸給の月額並びにこれに対する地域手当、広域異動手当の月額の合計額とする。

4 第25条第4項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第4項中「前項」とあるのは、「第28条第3項」と読み替えるものとする。

5 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第26条中「前条第1項」とあるのは「第28条第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日（第28条第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。）から」と、「支給日」とあるのは「支給日（同項に規定する支給日をいう。以下この条及び次条において同じ。）」と読み替えるものとする。

(期末特別手当)

第29条 期末特別手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する指定職員俸給表の適用を受ける職員に対して、それぞれ6月30日及び12月10日（これらの日が職員就業規則第43条に規定する休日に当たるときは、その直前の当該休日以外の日。以下この条においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は解雇にされた職員で指定職員俸給表の適用を受けていたもの（第32条第7項の規定の適用を受ける職員及び理事長が別に定める職員を除く。）についても同様とする。

2 期末特別手当の額は、期末特別手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の142.5、12月に支給する場合においては100分の162.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額（当該在職期間におけるその者の勤務成績が良好でない場合には、その額から、その者の勤務成績に応じ理事長が別に定める基準に従って定める額を減じて得た額）とする。

- (1) 6箇月 100分の100
- (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80
- (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60
- (4) 3箇月未満 100分の30

3 前項の理事長が別に定める基準に従って定める額は、期末特別手当の支給を受ける職員が同項に規定する在職期間において職員就業規則第81条又は第82条の規定による懲戒処分を受けた場合を除き、次項に規定するそれぞれの月額合計額に100分の20を乗じて得た額に期末特別手当を支給する月に応ずる前項に規定する割合を乗じて得た額にその者の同項に規定する在職期間に応ずる同項各号に定める割合を乗じて得た額を超えるものであってはならない。

4 第2項の期末特別手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は解雇にされた職員にあっては、退職し、又は解雇にされた日現在）において職員が受けるべき俸給月額及びこれに対する地域手当、広域異動手当の月額合計額に、当該合計額に100分の20を乗じて得た額（理事長が別に定める職員にあっては、その額に俸給月額に100分の25を乗じて得た額を加算した額）を加算した額とする。

5 第2項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

6 第26条及び第27条の規定は、第1項の規定による期末特別手当の支給について準用する。この場合において、第26条中「前条第1項」とあるのは「第29条第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日（第29条第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。）から」と、「支給日」とあるのは、「支給日（同項に規定する支給日をいう。以下この条及び次条において同じ。）」と読み替えるものとする。

（特定の職員についての適用除外）

第30条 第10条から第13条まで、第15条、第20条から第21条まで、第25条及び第28条の規定は、指定職員俸給表の適用を受ける職員には適用しない。

（俸給の特別調整額、超過勤務手当等の支給方法）

第31条 俸給の特別調整額、超過勤務手当、夜勤手当、期末手当、勤勉手当及び期末特別手当の支給方法に関し必要な事項は、理事長が別に定めるものとする。

（休職者等の給与）

第32条 職員が職務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、職員就業規則第55条第1項又は船員就業規則第36条第1項の規定により病気休暇を取得したときは、その病気休暇の期間中、給与の全額からその者に支給される労働

者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第14条の規定による休業補償給付の額及び労働者災害補償保険特別支給金支給規則（昭和49年労働省令第30号）第3条の規定による休業特別支給金の額並びに船員保険法（昭和14年法律第73号）第85条及び第86条の規定による休業手当金の額並びに同法第111条第2項の規定に基づき行われる福祉事業により支給される額の合計額（以下「休業補償給付等の額」という。）を差し引いた額の給与を支給する。

- 2 職員が業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、職員就業規則第17条第1項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、その者が休職にされていなかったとしたならば支給される給与の全額からその者に支給される休業補償給付等の額を差し引いた額の給与を支給する。
- 3 職員が結核性疾患にかかり職員就業規則第17条第1項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満2年に達するまでは、これに俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、期末手当及び期末特別手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。
- 4 職員が前2項以外の心身の故障により職員就業規則第17条第1項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満1年に達するまではこれに俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、期末手当及び期末特別手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。
- 5 職員が職員就業規則第17条第1項第2号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当及び住居手当のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。
- 6 職員が職員就業規則第17条第1項第3号から第6号までに掲げる事由のいずれかに該当して休職にされたときは、その休職の期間中、理事長が別に定めるところにより、これに俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、期末手当及び期末特別手当のそれぞれ100分の100以内を支給することができる。
- 7 第3項、第4項又は前項に規定する職員が、当該各項に規定する期間内で第25条第1項に規定する基準日前1箇月以内に退職し、又は解雇にされたときは、同項に定める支給日に、当該各項の例による額の期末手当又は期末特別手当を支給することができる。ただし、理事長が別に定める職員については、この限りでない。
- 8 前項の規定の適用を受ける職員の期末手当又は期末特別手当の支給については、第26条及び第27条の規定を準用する。この場合において、第26条中「前条第1項」とあるのは、「第32条第7項」と読み替えるものとする。

（育児休業等職員の給与）

第33条 第25条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業（職員就業規則第62条第1項に規定する育児休業をいう。以下同じ。）をしている職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には同条第5項の規定にかかわらず、当該基準日に係る期末手当を支給する。

- 2 第28条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には、職員就業規則第62条第5項の規定にかかわらず、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。
- 3 育児休業をした職員が職務に復帰した場合におけるその者の号俸については、部内の他の職員との権衡上必要と認められる範囲内において、理事長が別に定めるところにより、必要な調整を行うことができる。
- 4 職員就業規則第63条の2第4項の「別に定める勤務1時間当たりの給与額」とは、第23

条の規定による勤務1時間当たりの給与額とする。

- 5 前4項に規定するもののほか、育児休業に関する給与の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(育児短時間勤務職員についての特例)

第33条の2 職員就業規則第63条第1項に規定する育児短時間勤務をしている職員(以下「育児短時間勤務職員」という。)についての本規程の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第6条	とする	に、職員就業規則第64条により読み替えられた同規則第40条第1項ただし書きの規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数(以下「算出率」という。)を乗じて得た額とする。
第7条第3項、第4項、第6項及び第7項	決定する	決定するものとし、その者の俸給月額、その者の受ける号俸に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする。
第9条第4項及び第24条第1項	職員就業規則	職員就業規則第64条により読み替えられた同規則
第16条第2項第2号	定める額	定める額(育児短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して理事長が別に定める職員にあっては、その額から、その額に理事長が別に定める割合を乗じて得た額を減じた額)
第20条第1項	得た額	得た額(育児短時間勤務職員が、第1号に掲げる勤務で正規の勤務時間を超えてしたものうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務にあっては、同条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の100(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125を乗じて得た額))
第20条第3項	得た額	得た額(育児短時間勤務職員が、第1号に掲げる勤務で正規の勤務時間を超えてしたものうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務にあっては、同条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の100(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125を乗じて得た額))
第25条第3項	俸給	俸給の月額を算出率で除して得た額
第25条第4項	俸給の月額	俸給の月額を算出率で除して得た額

及び第28条第3項		
第25条第4項 及び第29条第4項	俸給月額	俸給の月額を算出率で除して得た額

(介護休業等職員の給与)

第34条 第25条第1項に規定するそれぞれの基準日に介護休業（職員就業規則第65条第1項に規定する介護休業をいう。以下同じ。）をしている職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には、同規則第65条第4項の規定にかかわらず、当該基準日に係る期末手当を支給する。

2 第28条第1項に規定するそれぞれの基準日に介護休業をしている職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には、職員就業規則第65条第4項の規定にかかわらず、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。

3 介護休業をした職員が職務に復帰した場合におけるその者の号俸については、部内の他の職員との権衡上必要と認められる範囲内において、理事長が別に定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

4 職員就業規則第65条第4項（同規則第66条第2項により読み替えて準用する場合を含む。）の「別に定める勤務1時間当たりの給与額」とは、第23条の規定による勤務1時間当たりの給与額とする。

5 前4項に規定するもののほか、介護休業に関する給与の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(派遣職員の給与)

第35条 職員就業規則第20条又は第21条の規定により派遣にされている職員の給与の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(雑則)

第36条 この規程に定めるもののほか、職員の給与に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、改正の日から施行し、平成13年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成15年3月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
(職務の級における最高の号俸を超える俸給月額の切替え等)
- 2 施行日の前日において、別表第1から別表第4までの俸給表に定める職務の級における最高の号俸を超える俸給月額を受けていた職員の施行日における俸給月額（以下次項において「新俸給月額」という。）は、次の式により算出した額とする。

施行日におけるその者の属する職務の級における最高の号俸の額とその1号俸下位の号俸

その者の施行日の前日における俸給月額 - 施行日の前日におけるその者の属する職務の級における最高の号俸の額

との差額×

施行日の前日におけるその者の属する職務の級における最高の号俸とその1号俸下位の号俸との差額

+ 施行日におけるその者の属する職務の級における最高の号俸の額

- 3 前項の規定により新俸給月額を決定される職員に対する施行日以後における最初の第7条第8項ただし書の規定の適用については、その者の旧俸給月額を受けていた期間（理事長が別に定める職員にあっては、別に定める期間）をその者の施行日における俸給月額を受ける期間に通算する。

(施行日前の異動者の号俸等の調整)

- 4 施行日前に職務の級を異にして異動した職員及び理事長が別に定めるこれに準ずる職員の施行日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、理事長が別に定めるところにより、必要な調整を行うものとする。

(職員が受けていた号俸等の基礎)

- 5 前3項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号俸又は俸給月額は、この規程による改正前の職員給与規程及びこれに基づく規則等の規定に従って定められたものでなければならない。

(期末手当及び期末特別手当に関する平成15年6月30日までの経過措置)

- 6 施行日から平成15年6月30日までの間における第27条及び第31条の適用にあたっては、次のとおりとする。

- (1) 平成15年3月に期末手当及び期末特別手当を暫定支給する。この場合にあっては、第27条第1項中「6月1日及び12月1日」とあるのは、「3月1日、6月1日及び12月1日」と、第27条第2項中「6月に支給する場合には100分の155」とあるのは「3月に支給する場合には100分の50、6月に支給する場合には100分の155」と、「6月に支給する場合には、100分の135」とあるのは「3月に支給する場合には100分の50、6月に支給する場合には、

100分の135」と、第31条第1項中「6月1日及び12月1日」とあるのは、「3月1日、6月1日及び12月1日」と、第31条第2項中「6月に支給する場合においては、100分の170」とあるのは「3月に支給する場合においては100分の50、6月に支給する場合においては、100分の170」とする。

- (2) 平成15年3月に支給する期末手当及び期末特別手当（以下「期末手当等」という。）の額は、前号の規定により読み替えられた第27条第2項（前号の規定により読み替えられた同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第4項から第6項まで、第31条第2項（前号の規定により読み替えられた同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第4項から第6項まで若しくは第34条第1項から第3項まで、第5項若しくは第6項又は第37条第1項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当等の額（以下「基準額」という。）から、アに掲げる額からイに掲げる額を減じた額に相当する額を減じた額（イに掲げる額がアに掲げる額を超える場合には、その超える額に相当する額を基準額に加えた額）とする。この場合において、アに掲げる額からイに掲げる額を減じた額が基準額以上となるときは、期末手当等は、支給しない。

ア 施行日（期末手当等について第27条第1項後段、第31条第1項後段又は第34条第6項の規定の適用を受ける職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日。以下この号において「基準日」という。）まで引き続いて在職した期間で平成14年4月1日から施行日の前日までのもの（同月1日から基準日までの間において、職員が人事交流等により他の国家公務員等となり、引き続き当該他の国家公務員等として勤務した後、引き続いて職員となり、基準日まで引き続き在職した場合における当該他の国家公務員等となる前の職員として引き続き在職した期間を含む。以下「継続在職期間」という。）について支給される給与のうち、俸給及び扶養手当並びにこれらの額の改定により額が変動することとなる給与（以下「俸給等」という。）の額の合計額

イ 継続在職期間について、この規程による改正後の職員給与規程（以下「改正後の職員給与規程」という。）による俸給月額（継続在職期間において理事長が別に定める俸給月額を受けていた期間がある職員にあっては、当該期間について、理事長が別に定める額）及び改正後の職員給与規程による扶養手当の額により算定した場合の俸給等の額の合計額

- (3) 平成15年6月に支給する期末手当等に関する改正後の職員給与規程第27条第2項及び第31条第2項の規定の適用については、これらの規定中「6箇月以内」とあるのは「3箇月以内」と、同規程第27条第2項第1号及び第31条第2項第1号中「6箇月」とあるのは「3箇月」と、同規程第27条第2項第2号及び第31条第2項第2号中「5箇月以上6箇月未満」とあるのは「2箇月15日以上3箇月未満」と、同規程第27条第2項第3号及び第31条第2項第3号中「3箇月以上5箇月未満」とあるのは「1箇月15日以上2箇月15日未満」と、同規程第27条第2項第4号及び第31条第2項第4号中「3箇月未満」とあるのは「1箇月15日未満」とする。

（育児休業をしている職員の経過措置）

- 7 平成15年6月1日に育児休業をしている職員の同日に係る期末手当等に関する改正後の職員給与規程第36条第3項の規定の適用については、これらの規定中「6箇月以内」とあるのは「3箇月以内」とする。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成15年11月1日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、第9条、第15条、第17条、第27条及び第31条の改正部分に係る規定は、平成16年4月1日から施行する。

(職務の級における最高の号俸を超える俸給月額の切替え等)

- 2 施行日の前日において、別表第1から別表第4までの俸給表に定める職務の級における最高の号俸を超える俸給月額を受けていた職員の施行日における俸給月額(以下次項において「新俸給月額」という。)は、次の式により算出した額とする。

施行日におけるその者の属する職務の級における最高の号俸とその1号俸下位の号俸との

その者の施行日の前日における俸給月 ー 施行日の前日におけるその者の属す
額(以下「旧俸給月額」という。) ー 職務の級における最高の号俸の額

差額×

施行日の前日におけるその者の属する職務の級における最高の号俸とその
1号俸下位の号俸との差額

+ 施行日におけるその者の属する職務の級における最高の号俸の額

- 3 前項の規定により新俸給月額を決定される職員に対する施行日以後における最初の第7条第8項ただし書の規定の適用については、その者の旧俸給月額を受けていた期間(理事長が別に定める職員にあっては、別に定める期間)をその者の新俸給月額を受ける期間に通算する。

(施行日前の異動者の号俸等の調整)

- 4 施行日前に職務の級を異にして異動した職員及び理事長が別に定めるこれに準ずる職員の施行日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、理事長が別に定めるところにより、必要な調整を行うものとする。

(職員が受けていた号俸等の基礎)

- 5 前3項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号俸又は俸給月額は、この規程による改正前の職員給与規程及びこれに基づく細則等の規定に従って定められたものでなければならない。

(平成16年3月31日までの間における期末手当及び期末特別手当に関する読替規定)

- 6 施行日から平成16年3月31日までの間における第27条、第31条の規定の適用については、第27条第2項中「100分の170」とあるのは「100分の145」と、同項及び同条第3項中「100分の150」とあるのは「100分の125」と、同条第3項中「100分の170」とあるのは「100分の90」と、とあるのは「100分の145」とあり、及び」と、「100分の150」とあるのは「100分の125」と、「100分の80」とあるのは「100分の65」と、第31条第2項及び第3項中「100分の180」とあるのは「100分の160」と、第31条第3項中「100分の95」とあるのは「100分の85」と読み替えるものとする。

(平成15年12月に支給する期末手当及び期末特別手当に関する特例措置)

- 7 平成15年12月に支給する期末手当及び期末特別手当(以下この項において「期末手当等」という。)の額は、前項の規定により読み替えられた第27条第2項(前項の規定によ

り読み替えられた同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び第4項から第6項まで、第31条第2項(前項の規定により読み替えられた同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び第4項から第7項までの規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当等(以下「基準額」という。)から、次に掲げる額の合計額(理事長が別に定める職員にあっては、第1号に掲げる額。「以下この項において「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当等は、支給しない。

- (1) 平成15年4月1日(同月2日から同年12月1日までの期間に新たに職員となった者(同年4月1日に在職していた職員で任用の事情を考慮して理事長が別に定める場合を除く。)にあっては、新たに職員となった日(当該日が2以上あるときは、当該日のうち理事長が別に定める日))において職員が受けるべき俸給、俸給の特別調整額、扶養手当、調整手当、住居手当、通勤手当及び単身赴任手当(第18条第2項に規定する理事長が別に定める額を除く。)の月額合計額に100分の1.07を乗じて得た額に、同年4月から施行日の属する月の前月までの月数(同年4月1日から施行日の前日までの期間において在職しなかった期間、俸給を支給されなかった期間その他の理事長が別に定める期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して理事長が別に定める月数を減じた月数)を乗じて得た額
 - (2) 平成15年6月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額又は期末特別手当の額に100分の1.07を乗じて得た額
(調整手当に関する経過措置)
- 8 平成16年4月1日におけるこの規程の施行の際にこの規程による改正前の職員給与規程第15条第2項又は第3項の規定の適用を受けている職員に対する当該適用に係る調整手当の支給に関するこの規定による改正後の同各項の規程の適用については、同各項中「とき(この職員が当該異動の前日までに引き続き6箇月を超えて在勤していた場合及びその他当該場合との権衡上必要があると認められる場合として理事長が別に定める場合に限る。)」とあるのは「とき」と、「から2年を経過する」とあるのは「から3年を経過する日又は平成18年3月31日のいずれか早い日」と、同条2項中「当該異動の日から1年を経過する」とあり、同項第1号中「同日以後1年を経過する日」とあるのは、「平成17年3月31日」と、同条第2項第2号中「2年を経過する日」とあるのは、「3年を経過する日又は平成18年3月31日のいずれか早い日」とする。
- (その他)
- 9 第2項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。
(調整手当に関する経過措置)
- 2 第15条第1項に規定する率は、平成16年4月1日から平成18年3月31日までとする。なお、平成18年4月1日から平成20年3月31日までの当該率は100分の1とし、平成20年4月1日以降は、当該手当は支給しない。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成16年11月1日から施行する。
(教育職員俸給表の適用を受ける職員の職務の級の切替え)

2 この規程の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において改正前の独立行政法人水産大学校職員給与規程（以下「改正前の給与規程」という。）の教育職員俸給表の適用を受けていた職員で施行日において改正後の独立行政法人水産大学校職員給与規程（以下「改正後の給与規程」という。）の教育職員俸給表の適用を受けることとなるものの施行日における職務の級（以下「新級」という。）は、施行日の前日においてこれらの者が属していた職務の級（以下「旧級」という。）に対応する附則別表の新級欄に定める職務の級とする。

（教育職員俸給表の適用を受ける職員の号俸の切替え等）

3 前項の規定により新級を決定される職員（附則第5項に規定する職員を除く。）の施行日における号俸（次項において「新号俸」という。）は、施行日の前日においてその者が受けていた号俸（次項において「旧号俸」という。）と同じ号数の号俸とする。

4 前項の規定により新号俸を決定される職員に対する施行日以降における最初の改正後の給与規程第7条第6項若しくは第8項ただし書の規定の適用については、旧号俸を受けていた期間（理事長の定める職員にあっては、理事長の定める期間）を新号俸を受ける期間に通算する。

（教育職員俸給表の適用を受ける職員の職務の級における最高の号俸を超える俸給月額切替え等）

5 附則第2項の規定により新級を決定される職員のうち、施行日の前日において旧級における最高の号俸を超える俸給月額を受けていた職員の施行日における俸給月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、理事長が別に定める。

（職員が受けていた号俸等の基礎）

6 附則第2項から前項までの規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号俸又は俸給月額は、改正前の給与規程に基づく給与規程細則の規定に従って定められたものでなければならない。

（その他）

7 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附則別表 教育職員俸給表の適用を受ける職員の職務の級の切替表

旧	級	新	級
2	級	1	級
3	級	2	級
4	級	3	級
5	級	4	級

附 則

（施行期日）

1 この細則は、平成17年12月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（職務の級における最高の号俸を超える俸給月額等の切替え等）

2 施行日の前日において、職員給与規程別表第1から第6までの俸給表に定める職務の級における最高の号俸を超える俸給月額を受けていた職員の施行日における俸給月額（以下「新俸給月額」という。）は、次の式により算定した額とする。

施行日におけるその者の属する職務の級における最高の号俸とその1号俸下位

その者の施行日の前日に 施行日の前日におけるその者
おける俸給月額（以下「 ー の属する職務の級における最
旧俸給月額」という。） 最高の号俸の額

の号俸との差額×

施行日の前日におけるその者の属する職務の級における最
高の号俸とその1号俸下位の号俸との差額

+ 施行日におけるその者の属する職務の級における最高の号俸の額

3 前項の規定により新俸給月額を決定される職員に対する施行日以後における最初の職員給与規程第7条第8項ただし書の規定の適用については、その者の旧俸給月額を受けていた期間（理事長が別に定める職員にあっては、別に定める期間）をその者の新俸給月額を受ける期間に通算する。

（施行日前の異動者の号俸等の調整）

4 施行日前に職務の級を異にして異動した職員及び理事長が別に定めるこれに準ずる職員の施行日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、理事長が別に定めるところにより、必要な調整を行うものとする。

（職員が受けていた号俸等の基礎）

5 前3項の規定の適用については、これらの規定に規定する職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号俸又は俸給月額は、この規程による改正前の職員給与規程及びこれに基づく規則等の規定に従って定められたものでなければならない。

（平成17年12月に支給する期末手当及び期末特別手当に関する特例措置）

6 平成17年12月に支給する期末手当又は期末特別手当（以下「期末手当等」という。）の額は、この規程による改正後の職員給与規程第27条第2項（同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第4項から第6項まで、第31条第2項（同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第4項から第6項若しくは第35条第1項から第3項まで、第5項若しくは第6項又は第38条の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当等の額（以下「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（理事長が別に定める職員にあっては、第1号に掲げる額。以下「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当等は、支給しない。

(1) 平成17年4月1日（同月2日から同年12月1日までの間に新たに職員となった者

（同年4月1日に在職していた職員で任用の事情を考慮して理事長が別に定めるものを除く。）にあっては、その新たに職員となった日（当該日が2以上あるときは、当該日のうち理事長が別に定める日）において職員が受けるべき俸給、俸給の特別調整額、扶養手当、調整手当、住居手当及び単身赴任手当（職員給与規程第18条第2項に規定する理事長が別に定める額を除く。）の月額の合計額に100分の0.36を乗じて得た額に、同年4月から施行日の属する月の前月までの月数（同年4月1日から施行日の前日までの期間において在職しなかった期間、俸給を支給されなかった期間その他の理事長が別に定める期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して理事長が別に定める月数を減じた月数）を乗じて得た額

(2) 平成17年6月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額又は期末特別手当の額に100分の0.36を乗じて得た額

(その他)

- 7 第2項から前項に定めるもののほか、この規程の施行に際し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成18年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(特定の級の切替え)

- 2 施行日の前日においてその者が属していた職務の級(以下「旧級」という。)が附則別表第1に掲げられている職務の級であった職員の施行日における職務の級(以下「新級」という。)は、旧級に対応する同表の新級欄に定める級とする。この場合において、同欄に2の職務の級が掲げられているときは、理事長が別に定めるところによりそのいずれかの職務の級とする。

(号俸の切替え)

- 3 施行日の前日においてこの規程による改正前の職員給与規程(以下「改正前の職員給与規程」という。)別表第1から別表第4までの俸給表の適用を受けていた職員の施行日における号俸(以下「新号俸」という。)は、次項及び附則第5項に規定する職員を除き、旧級、施行日の前日においてその者が受けていた号俸(以下「旧号俸」という。)及びその者が旧号俸を受けていた期間(理事長が別に定める職員にあっては、理事長の定める期間。以下「経過期間」という。)に応じて附則別表第2に定める号俸とする。

- 4 附則第2項後段の規程により新級を決定される職員(次項に規定する職員を除く。)の新号俸は、新級、旧号俸及び経過期間に応じて附則別表第3に定める号俸とする。

- 5 施行日の前日において改正前の職員給与規程別表第1から別表第4までの俸給表に定める職務の級における最高の号俸を超える俸給の月額を受けていた職員の施行日における号俸又は俸給の月額は、理事長が別に定めるところにより決定される号俸又は俸給の月額とする。

(施行日前の異動者の号俸の調整)

- 6 施行日前に職務の級を異にして異動した職員及び理事長が別に定めるこれに準ずる職員の新号俸については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、理事長が別に定めるところにより、必要な調整を行うものとする。

(職員が受けていた号俸等の基礎)

- 7 附則第2項から前項までの規定の適用については、これらの規定に規定する職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号俸又は俸給の月額は、改正前の職員給与規程及びこれらに基づく規則等の規定に従って定められたものでなければならない。

(俸給の切替えに伴う経過措置)

- 8 施行日の前日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける職員で、その者の受ける俸給月額が同日において受けていた俸給月額(独立行政法人水産大学校職員給与規程の一部を改正する規程(平成21年11月30日付け21水大校第782号。第1号において「平成21年改正規程」という。)の施行の日において次の各号に掲げる職員である者)にあっては、当該俸給月額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。)に達しないこととなるもの(理事長が別に定める職員を除く。)には、平成26年3月31日までの間、俸給月額のほか、その差額に相当する額(独立行政法人水産大学校職員給与規程の一部を改正する規程(平成22年11月30日付け22水大校第724号)附則第3項の表の俸給表欄に掲げる俸給表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が同表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者(以下この項において

「特定職員」という。)にあっては、55歳に達した日以後における最初の4月1日(特定職員以外の者が55歳に達した日以後における最初の4月1日以後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日)以後、当該額に100分の98.5を乗じて得た額)を俸給として支給する。

(1) 平成21年改正規程附則第2項第1号に規定する減額改定対象職員(次号に掲げる職員を除く。) 100分の99.1

(2) 指定職員俸給表の適用を受ける職員 100分の98.94

(3) 前2号に掲げる職員以外の職員 100分の99.34

9 施行日の前日から引き続き俸給表の適用を受ける職員(前項に規定する職員を除く。)について、同項の規定による俸給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、理事長が別に定めるところにより、同項の規定に準じて、俸給を支給する。

10 施行日以降に新たに俸給表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前2項の規定による俸給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、理事長が別に定めるところにより、前2項の規定に準じて、俸給を支給する。

11 前3項の規定による俸給を支給される職員に関する改正後の職員給与規程の規定の適用に当たっては、次に掲げる俸給の月額には、前3項の規定により支給される俸給を含めるものとする。

(1) 改正後の職員給与規程第11条第1項、第14条第2項及び第3項、第18条、第25条第3項及び第4項(第28条第4項において準用する場合を含む。)第28条第3項並びに、第29条第4項に規定する俸給の月額

(2) 改正後の職員給与規程第23条に規定する勤務1時間当たりの給与額等を算出場合における同条中に規定する俸給の月額

(3) 改正後の職員給与規程第19条の規定による俸給の半減、第32条に規定する休職者等の給与、第33条第1項及び第2項に規定する育児休業職員の給与の額及び第35条に規定する在籍派遣職員の給与を算定する場合におけるその算定の基礎となる俸給の月額
(平成22年3月31日までの間における職員給与規程の適用に関する特例)

12 平成22年3月31日までの間における次の表の左欄に掲げる改正後の職員給与規程の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第7条第6項	4号俸	3号俸
	3号俸	2号俸
第7条第7項	4号俸	3号俸
	3号俸	2号俸
	2号俸	1号俸

(地域手当に関する経過措置)

13 この規程の施行の際現に改正前の職員給与規程第15条第1項の規定により支給を受けていた職員又は同条第2項及び第3項の規定により支給を受けていた職員で平成18年4月1日以降同条第2項第2号の規定による期間を超えることとなった職員には、第14条の規定にかかわらず、平成20年3月31日までの間、俸給、俸給の特別調整額及び扶養手当の月額の合計額に100分の1を乗じて得た月額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)の地域手当を支給する。

1 4 この規程の施行の際現に改正前の職員給与規程第 1 5 条第 3 項の規定の適用を受けている職員に対する当該適用に係る異動等に係る地域手当の支給又は施行日の前日において一般職給与法適用者等が施行日において職員となった場合における当該職員に対する当該採用に係る地域手当の支給に関する改正後の職員給与規程第 1 4 条第 3 項の規定の適用については、「一般職の職員の給与に関する法律第 1 1 条の 3 に規定する地域手当を支給されていた職員」とあるのは、「在勤していた旧支給地域に係る調整手当が支給されていた職員」と読み替えるものとする。

(その他)

1 5 前各号に定めるもののほか、俸給の切替その他給与に関する経過措置に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附則別表第 1 職務の級の切替表（附則第 2 項関係）

俸給表	旧級	新級
一般職員俸給表	1 級	1 級
	2 級	
	3 級	2 級
	4 級	3 級
	5 級	
	6 級	4 級
	7 級	5 級
	8 級	6 級
	9 級	7 級
	1 0 級	8 級
	1 1 級	9 級
	1 0 級	
技術専門職員俸給表	3 級	3 級
	4 級	
	5 級	4 級
	6 級	5 級
教育職員俸給表	4 級	4 級
		5 級

附則別表第 2 旧級がこれに対応する附則別表第 1 の新級欄に 2 の職務の級が掲げられている職務の級である職員以外の職員の号俸の切替表（附則第 3 項関係）

ア 一般職員俸給表の適用を受ける職員の新号俸

旧号俸	旧級経過期間	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
1	3 月未満			1	1	5	1	1	1	1	1
	3 月以上 6 月未満			2	1	6	1	1	1	1	1
	6 月以上 9 月未満			3	1	7	1	1	1	1	1
	9 月以上 12 月未満			4	1	8	1	1	1	1	1
	12 月以上			5	1	9	1	1	1	1	1
2	3 月未満	1	25	5	1	9	1	1	1	1	1

	3月以上6月未滿	2	26	6	2	10	1	1	1	1	1
	6月以上9月未滿	3	27	7	3	11	1	1	1	1	1
	9月以上12月未滿	4	28	8	4	12	1	1	1	1	1
	12月以上	5	29	9	5	13	1	1	1	1	1
3	3月未滿	5	29	9	5	13	1	1	1	1	1
	3月以上6月未滿	6	30	10	6	14	2	1	1	1	1
	6月以上9月未滿	7	31	11	7	15	3	1	1	1	1
	9月以上12月未滿	8	32	12	8	16	4	1	1	1	1
	12月以上	9	33	13	9	17	5	1	1	1	1
4	3月未滿	9	33	13	9	17	5	1	1	1	1
	3月以上6月未滿	10	34	14	10	18	6	2	1	1	1
	6月以上9月未滿	11	35	15	11	19	7	3	1	1	1
	9月以上12月未滿	12	36	16	12	20	8	4	1	1	1
	12月以上	13	37	17	13	21	9	5	1	1	1
5	3月未滿	13	37	17	13	21	9	5	1	1	1
	3月以上6月未滿	14	38	18	14	22	10	6	2	1	1
	6月以上9月未滿	15	39	19	15	23	11	7	3	1	1
	9月以上12月未滿	16	40	20	16	24	12	8	4	1	1
	12月以上	17	41	21	17	25	13	9	5	1	1
6	3月未滿	17	41	21	17	25	13	9	5	1	1
	3月以上6月未滿	18	42	22	18	26	14	10	6	2	1
	6月以上9月未滿	19	43	23	19	27	15	11	7	3	1
	9月以上12月未滿	20	44	24	20	28	16	12	8	4	1
	12月以上	21	45	25	21	29	17	13	9	5	1
7	3月未滿	21	45	25	21	29	17	13	9	5	1
	3月以上6月未滿	22	46	26	22	30	18	14	10	6	2
	6月以上9月未滿	23	47	27	23	31	19	15	11	7	3
	9月以上12月未滿	24	48	28	24	32	20	16	12	8	4
	12月以上	25	49	29	25	33	21	17	13	9	5
8	3月未滿	25	49	29	25	33	21	17	13	9	5
	3月以上6月未滿	26	50	30	26	34	22	18	14	10	6
	6月以上9月未滿	27	51	31	27	35	23	19	15	11	7
	9月以上12月未滿	28	52	32	28	36	24	20	16	12	8
	12月以上	29	53	33	29	37	25	21	17	13	9
9	3月未滿	29	53	33	29	37	25	21	17	13	9
	3月以上6月未滿	29	54	34	30	38	26	22	18	14	10
	6月以上9月未滿	30	55	35	31	39	27	23	19	15	11
	9月以上12月未滿	30	56	36	32	40	28	24	20	16	12
	12月以上	31	57	37	33	41	29	25	21	17	13
10	3月未滿	31	57	37	33	41	29	25	21	17	13
	3月以上6月未滿	31	58	38	34	42	30	26	22	18	14
	6月以上9月未滿	32	59	39	35	43	31	27	23	19	15
	9月以上12月未滿	32	60	40	36	44	32	28	24	20	16
	12月以上	33	61	41	37	45	33	29	25	21	17
11	3月未滿	33	61	41	37	45	33	29	25	21	17

	3月以上6月未滿	33	62	42	38	46	34	30	26	22	18
	6月以上9月未滿	33	63	43	39	47	35	31	27	23	19
	9月以上12月未滿	34	64	44	40	48	36	32	28	24	20
	12月以上	34	65	45	41	49	37	33	29	25	21
12	3月未滿	34	65	45	41	49	37	33	29	25	21
	3月以上6月未滿	34	66	46	42	50	38	34	30	26	22
	6月以上9月未滿	35	67	47	43	51	39	35	31	27	23
	9月以上12月未滿	35	68	48	44	52	40	36	32	28	24
	12月以上	35	69	49	45	53	41	37	33	29	25
13	3月未滿	35	69	49	45	53	41	37	33	29	25
	3月以上6月未滿	36	70	50	46	54	42	38	34	30	26
	6月以上9月未滿	36	71	51	47	55	43	39	35	31	27
	9月以上12月未滿	36	72	52	48	56	44	40	36	32	28
	12月以上	37	73	53	49	57	45	41	37	33	29
14	3月未滿	37	73	53	49	57	45	41	37	33	29
	3月以上6月未滿	37	74	54	49	58	46	42	38	34	30
	6月以上9月未滿	37	75	55	50	59	47	43	39	35	31
	9月以上12月未滿	37	76	56	50	60	48	44	40	36	32
	12月以上	38	77	57	51	61	49	45	41	37	33
15	3月未滿	38	77	57	51	61	49	45	41	37	33
	3月以上6月未滿	38	78	58	51	62	50	46	42	38	34
	6月以上9月未滿	38	79	59	52	63	51	47	43	39	35
	9月以上12月未滿	38	80	60	52	64	52	48	44	40	36
	12月以上	39	81	61	53	65	53	49	45	41	37
16	3月未滿	39	81	61	53	65	53	49	45	41	
	3月以上6月未滿	39	82	62	54	66	54	50	46	42	
	6月以上9月未滿	39	83	63	55	67	55	51	47	43	
	9月以上12月未滿	39	84	64	56	68	56	52	48	44	
	12月以上	40	85	65	57	69	57	53	49	45	
17	3月未滿		85	65	57	69	57	53	49	45	
	3月以上6月未滿		86	66	57	70	58	54	50	46	
	6月以上9月未滿		87	67	58	71	59	55	51	47	
	9月以上12月未滿		88	68	58	72	60	56	52	48	
	12月以上		89	69	59	73	61	57	53	49	
18	3月未滿		89	69	59	73	61	57	53	49	
	3月以上6月未滿		90	70	59	74	62	58	54	50	
	6月以上9月未滿		91	71	60	75	63	59	55	51	
	9月以上12月未滿		92	72	60	76	64	60	56	52	
	12月以上		93	73	61	77	65	61	57	53	
19	3月未滿		93	73	61	77	65	61	57		
	3月以上6月未滿		93	74	61	78	66	62	58		
	6月以上9月未滿		93	75	61	79	67	63	59		
	9月以上12月未滿		93	76	62	80	68	64	60		
	12月以上		93	77	62	81	69	65	61		
20	3月未滿			77	62	81	69	65	61		

	3月以上6月未滿			78	62	82	70	66	62		
	6月以上9月未滿			79	63	83	71	67	63		
	9月以上12月未滿			80	63	84	72	68	64		
	12月以上			81	63	85	73	69	65		
21	3月未滿			81	63	85	73	69	65		
	3月以上6月未滿			82	64	86	74	70	66		
	6月以上9月未滿			83	64	87	75	71	67		
	9月以上12月未滿			84	64	88	76	72	68		
	12月以上			85	65	89	77	73	69		
22	3月未滿			85	65	89	77	73			
	3月以上6月未滿			86	65	90	78	74			
	6月以上9月未滿			87	66	91	79	75			
	9月以上12月未滿			88	66	92	80	76			
	12月以上			89	67	93	81	77			
23	3月未滿			89	67	93	81				
	3月以上6月未滿			90	67	94	82				
	6月以上9月未滿			91	68	95	83				
	9月以上12月未滿			92	68	96	84				
	12月以上			93	69	97	85				
24	3月未滿			93	69	97	85				
	3月以上6月未滿			94	70	98	86				
	6月以上9月未滿			95	71	99	87				
	9月以上12月未滿			96	72	100	88				
	12月以上			97	73	101	89				
25	3月未滿			97	73	101					
	3月以上6月未滿			98	73	102					
	6月以上9月未滿			99	74	103					
	9月以上12月未滿			100	74	104					
	12月以上			101	75	105					
26	3月未滿			101	75	105					
	3月以上6月未滿			102	75	106					
	6月以上9月未滿			103	76	107					
	9月以上12月未滿			104	76	108					
	12月以上			105	77	109					
27	3月未滿			105	77						
	3月以上6月未滿			106	78						
	6月以上9月未滿			107	79						
	9月以上12月未滿			108	80						
	12月以上			109	81						
28	3月未滿			109	81						
	3月以上6月未滿			110	82						
	6月以上9月未滿			111	83						
	9月以上12月未滿			112	84						
	12月以上			113	85						
29	3月未滿			113							

	3月以上6月未満			114							
	6月以上9月未満			115							
	9月以上12月未満			116							
	12月以上			117							
30	3月未満			117							
	3月以上6月未満			118							
	6月以上9月未満			119							
	9月以上12月未満			120							
	12月以上			121							
31	3月未満			121							
	3月以上6月未満			122							
	6月以上9月未満			123							
	9月以上12月未満			124							
	12月以上			125							
32	3月未満			125							
	3月以上6月未満			125							
	6月以上9月未満			125							
	9月以上12月未満			125							
	12月以上			125							

イ 技術専門職員俸給表の適用を受ける職員の新号俸

旧号俸	旧級経過期間	1級	2級	3級	4級	5級	6級
1	3月未満		1	1	5	1	1
	3月以上6月未満		1	1	6	1	1
	6月以上9月未満		1	1	7	1	1
	9月以上12月未満		1	1	8	1	1
	12月以上		1	1	9	1	1
2	3月未満	1	1	1	9	1	1
	3月以上6月未満	2	2	1	10	1	1
	6月以上9月未満	3	3	1	11	1	1
	9月以上12月未満	4	4	1	12	1	1
	12月以上	5	5	1	13	1	1
3	3月未満	5	5	1	13	1	1
	3月以上6月未満	6	6	2	14	1	1
	6月以上9月未満	7	7	3	15	1	1
	9月以上12月未満	8	8	4	16	1	1
	12月以上	9	9	5	17	1	1
4	3月未満	9	9	5	17	1	1
	3月以上6月未満	10	10	6	18	1	1
	6月以上9月未満	11	11	7	19	1	1
	9月以上12月未満	12	12	8	20	1	1
	12月以上	13	13	9	21	1	1
5	3月未満	13	13	9	21	1	1
	3月以上6月未満	14	14	10	22	2	1
	6月以上9月未満	15	15	11	23	3	1

	9月以上12月未滿	16	16	12	24	4	1
	12月以上	17	17	13	25	5	1
6	3月未滿	17	17	13	25	5	1
	3月以上6月未滿	18	18	14	26	6	2
	6月以上9月未滿	19	19	15	27	7	3
	9月以上12月未滿	20	20	16	28	8	4
	12月以上	21	21	17	29	9	5
7	3月未滿	21	21	17	29	9	5
	3月以上6月未滿	22	22	18	30	10	6
	6月以上9月未滿	23	23	19	31	11	7
	9月以上12月未滿	24	24	20	32	12	8
	12月以上	25	25	21	33	13	9
8	3月未滿	25	25	21	33	13	9
	3月以上6月未滿	26	26	22	34	14	10
	6月以上9月未滿	27	27	23	35	15	11
	9月以上12月未滿	28	28	24	36	16	12
	12月以上	29	29	25	37	17	13
9	3月未滿	29	29	25	37	17	13
	3月以上6月未滿	30	30	26	38	18	14
	6月以上9月未滿	31	31	27	39	19	15
	9月以上12月未滿	32	32	28	40	20	16
	12月以上	33	33	29	41	21	17
10	3月未滿	33	33	29	41	21	17
	3月以上6月未滿	34	34	30	42	22	18
	6月以上9月未滿	35	35	31	43	23	19
	9月以上12月未滿	36	36	32	44	24	20
	12月以上	37	37	33	45	25	21
11	3月未滿	37	37	33	45	25	21
	3月以上6月未滿	38	38	34	46	26	22
	6月以上9月未滿	39	39	35	47	27	23
	9月以上12月未滿	40	40	36	48	28	24
	12月以上	41	41	37	49	29	25
12	3月未滿	41	41	37	49	29	25
	3月以上6月未滿	42	42	38	50	30	26
	6月以上9月未滿	43	43	39	51	31	27
	9月以上12月未滿	44	44	40	52	32	28
	12月以上	45	45	41	53	33	29
13	3月未滿	45	45	41	53	33	29
	3月以上6月未滿	46	46	42	54	34	30
	6月以上9月未滿	47	47	43	55	35	31
	9月以上12月未滿	48	48	44	56	36	32
	12月以上	49	49	45	57	37	33
14	3月未滿	49	49	45	57	37	33
	3月以上6月未滿	50	50	46	58	38	34
	6月以上9月未滿	51	51	47	59	39	35

	9月以上12月未滿	52	52	48	60	40	36
	12月以上	53	53	49	61	41	37
15	3月未滿	53	53	49	61	41	37
	3月以上6月未滿	54	54	50	62	42	38
	6月以上9月未滿	55	55	51	63	43	39
	9月以上12月未滿	56	56	52	64	44	40
	12月以上	57	57	53	65	45	41
16	3月未滿	57	57	53	65	45	41
	3月以上6月未滿	58	58	54	66	46	42
	6月以上9月未滿	59	59	55	67	47	43
	9月以上12月未滿	60	60	56	68	48	44
	12月以上	61	61	57	69	49	45
17	3月未滿	61	61	57	69	49	45
	3月以上6月未滿	62	62	58	70	50	46
	6月以上9月未滿	63	63	59	71	51	47
	9月以上12月未滿	64	64	60	72	52	48
	12月以上	65	65	61	73	53	49
18	3月未滿	65	65	61	73	53	49
	3月以上6月未滿	66	66	62	74	54	50
	6月以上9月未滿	67	67	63	75	55	51
	9月以上12月未滿	68	68	64	76	56	52
	12月以上	69	69	65	77	57	53
19	3月未滿	69	69	65	77	57	53
	3月以上6月未滿	70	70	65	78	58	54
	6月以上9月未滿	71	71	66	79	59	55
	9月以上12月未滿	72	72	66	80	60	56
	12月以上	73	73	67	81	61	57
20	3月未滿	73	73	67	81	61	57
	3月以上6月未滿	74	74	67	82	62	58
	6月以上9月未滿	75	75	68	83	63	59
	9月以上12月未滿	76	76	68	84	64	60
	12月以上	77	77	69	85	65	61
21	3月未滿	77	77	69	85	65	61
	3月以上6月未滿	78	78	70	86	66	62
	6月以上9月未滿	79	79	71	87	67	63
	9月以上12月未滿	80	80	72	88	68	64
	12月以上	81	81	73	89	69	65
22	3月未滿	81	81	73	89	69	65
	3月以上6月未滿	82	82	73	90	70	66
	6月以上9月未滿	83	83	74	91	71	67
	9月以上12月未滿	84	84	74	92	72	68
	12月以上	85	85	75	93	73	69
23	3月未滿	85	85	75	93	73	69
	3月以上6月未滿	86	86	75	94	74	69
	6月以上9月未滿	87	87	76	95	75	69

	9月以上12月未滿	88	88	76	96	76	69
	12月以上	89	89	77	97	77	69
24	3月未滿	89	89	77	97	77	
	3月以上6月未滿	90	90	77	98	78	
	6月以上9月未滿	91	91	78	99	79	
	9月以上12月未滿	92	92	78	100	80	
	12月以上	93	93	79	101	81	
25	3月未滿	93	93	79	101	81	
	3月以上6月未滿	94	94	79	102	82	
	6月以上9月未滿	95	95	80	103	83	
	9月以上12月未滿	96	96	80	104	84	
	12月以上	97	97	81	105	85	
26	3月未滿	97	97	81	105	85	
	3月以上6月未滿	98	98	82	106	86	
	6月以上9月未滿	99	99	83	107	87	
	9月以上12月未滿	100	100	84	108	88	
	12月以上	101	101	85	109	89	
27	3月未滿	101	101	85	109	89	
	3月以上6月未滿	102	102	85	110	90	
	6月以上9月未滿	103	103	86	111	91	
	9月以上12月未滿	104	104	86	112	92	
	12月以上	105	105	87	113	93	
28	3月未滿	105	105	87	113		
	3月以上6月未滿	106	106	87	114		
	6月以上9月未滿	107	107	88	115		
	9月以上12月未滿	108	108	88	116		
	12月以上	109	109	89	117		
29	3月未滿	109	109	89	117		
	3月以上6月未滿	110	110	90	118		
	6月以上9月未滿	111	111	91	119		
	9月以上12月未滿	112	112	92	120		
	12月以上	113	113	93	121		
30	3月未滿	113	113	93	121		
	3月以上6月未滿	114	114	93	122		
	6月以上9月未滿	115	115	94	123		
	9月以上12月未滿	116	116	94	124		
	12月以上	117	117	95	125		
31	3月未滿	117	117	95	125		
	3月以上6月未滿	118	118	95	126		
	6月以上9月未滿	119	119	96	127		
	9月以上12月未滿	120	120	96	128		
	12月以上	121	121	97	129		
32	3月未滿	121	121				
	3月以上6月未滿	121	122				
	6月以上9月未滿	121	123				

	9月以上12月未満	121	124				
	12月以上	121	125				
33	3月未満		125				
	3月以上6月未満		126				
	6月以上9月未満		127				
	9月以上12月未満		128				
	12月以上		129				

ウ 船舶職員俸給表（一）の適用を受ける職員の新号俸

旧号俸	旧級経過期間	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
1	3月未満			1	1	1	1	1
	3月以上6月未満			1	1	1	1	1
	6月以上9月未満			1	1	1	1	1
	9月以上12月未満			1	1	1	1	1
	12月以上			1	1	1	1	1
2	3月未満	1	1	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満	2	2	2	1	1	1	1
	6月以上9月未満	3	3	3	1	1	1	1
	9月以上12月未満	4	4	4	1	1	1	1
	12月以上	5	5	5	1	1	1	1
3	3月未満	5	5	5	1	1	1	1
	3月以上6月未満	6	6	6	2	1	1	1
	6月以上9月未満	7	7	7	3	1	1	1
	9月以上12月未満	8	8	8	4	1	1	1
	12月以上	9	9	9	5	1	1	1
4	3月未満	9	9	9	5	1	1	1
	3月以上6月未満	10	10	10	6	1	1	1
	6月以上9月未満	11	11	11	7	1	1	1
	9月以上12月未満	12	12	12	8	1	1	1
	12月以上	13	13	13	9	1	1	1
5	3月未満	13	13	13	9	1	1	1
	3月以上6月未満	14	14	14	10	2	1	1
	6月以上9月未満	15	15	15	11	3	1	1
	9月以上12月未満	16	16	16	12	4	1	1
	12月以上	17	17	17	13	5	1	1
6	3月未満	17	17	17	13	5	1	1
	3月以上6月未満	18	18	18	14	6	2	1
	6月以上9月未満	19	19	19	15	7	3	1
	9月以上12月未満	20	20	20	16	8	4	1
	12月以上	21	21	21	17	9	5	1
7	3月未満	21	21	21	17	9	5	1
	3月以上6月未満	22	22	22	18	10	6	1
	6月以上9月未満	23	23	23	19	11	7	1
	9月以上12月未満	24	24	24	20	12	8	1
	12月以上	25	25	25	21	13	9	1

8	3月未滿	25	25	25	21	13	9	1
	3月以上6月未滿	26	26	26	22	14	10	2
	6月以上9月未滿	27	27	27	23	15	11	3
	9月以上12月未滿	28	28	28	24	16	12	4
	12月以上	29	29	29	25	17	13	5
9	3月未滿	29	29	29	25	17	13	5
	3月以上6月未滿	30	30	30	26	18	14	6
	6月以上9月未滿	31	31	31	27	19	15	7
	9月以上12月未滿	32	32	32	28	20	16	8
	12月以上	33	33	33	29	21	17	9
10	3月未滿	33	33	33	29	21	17	9
	3月以上6月未滿	34	34	34	30	22	18	10
	6月以上9月未滿	35	35	35	31	23	19	11
	9月以上12月未滿	36	36	36	32	24	20	12
	12月以上	37	37	37	33	25	21	13
11	3月未滿	37	37	37	33	25	21	13
	3月以上6月未滿	38	38	38	34	26	22	14
	6月以上9月未滿	39	39	39	35	27	23	15
	9月以上12月未滿	40	40	40	36	28	24	16
	12月以上	41	41	41	37	29	25	17
12	3月未滿	41	41	41	37	29	25	17
	3月以上6月未滿	42	42	42	38	30	26	18
	6月以上9月未滿	43	43	43	39	31	27	19
	9月以上12月未滿	44	44	44	40	32	28	20
	12月以上	45	45	45	41	33	29	21
13	3月未滿	45	45	45	41	33	29	21
	3月以上6月未滿	46	46	46	42	34	30	22
	6月以上9月未滿	47	47	47	43	35	31	23
	9月以上12月未滿	48	48	48	44	36	32	24
	12月以上	49	49	49	45	37	33	25
14	3月未滿	49	49	49	45	37	33	25
	3月以上6月未滿	50	50	50	46	38	34	26
	6月以上9月未滿	51	51	51	47	39	35	27
	9月以上12月未滿	52	52	52	48	40	36	28
	12月以上	53	53	53	49	41	37	29
15	3月未滿	53	53	53	49	41	37	29
	3月以上6月未滿	54	54	54	50	42	38	29
	6月以上9月未滿	55	55	55	51	43	39	29
	9月以上12月未滿	56	56	56	52	44	40	29
	12月以上	57	57	57	53	45	41	29
16	3月未滿	57	57	57	53	45	41	
	3月以上6月未滿	58	58	58	54	46	42	
	6月以上9月未滿	59	59	59	55	47	43	
	9月以上12月未滿	60	60	60	56	48	44	
	12月以上	61	61	61	57	49	45	

17	3月未満	61	61	61	57	49	45	
	3月以上6月未満	62	62	62	58	50	46	
	6月以上9月未満	63	63	63	59	51	47	
	9月以上12月未満	64	64	64	60	52	48	
	12月以上	65	65	65	61	53	49	
18	3月未満	65	65	65	61	53	49	
	3月以上6月未満	66	66	66	62	54	50	
	6月以上9月未満	67	67	67	63	55	51	
	9月以上12月未満	68	68	68	64	56	52	
	12月以上	69	69	69	65	57	53	
19	3月未満	69	69	69	65	57	53	
	3月以上6月未満	69	69	70	66	58	54	
	6月以上9月未満	69	69	71	67	59	55	
	9月以上12月未満	69	69	72	68	60	56	
	12月以上	69	69	73	69	61	57	
20	3月未満			73	69	61	57	
	3月以上6月未満			74	70	62	57	
	6月以上9月未満			75	71	63	57	
	9月以上12月未満			76	72	64	57	
	12月以上			77	73	65	57	
21	3月未満			77	73	65		
	3月以上6月未満			78	74	66		
	6月以上9月未満			79	75	67		
	9月以上12月未満			80	76	68		
	12月以上			81	77	69		
22	3月未満			81	77	69		
	3月以上6月未満			82	78	70		
	6月以上9月未満			83	79	71		
	9月以上12月未満			84	80	72		
	12月以上			85	81	73		
23	3月未満			85	81	73		
	3月以上6月未満			86	82	73		
	6月以上9月未満			87	83	73		
	9月以上12月未満			88	84	73		
	12月以上			89	85	73		
24	3月未満			89	85			
	3月以上6月未満			90	86			
	6月以上9月未満			91	87			
	9月以上12月未満			92	88			
	12月以上			93	89			
25	3月未満			93	89			
	3月以上6月未満			94	89			
	6月以上9月未満			95	89			
	9月以上12月未満			96	89			
	12月以上			97	89			

26	3月未満			97				
	3月以上6月未満			98				
	6月以上9月未満			99				
	9月以上12月未満			100				
	12月以上			101				
27	3月未満			101				
	3月以上6月未満			101				
	6月以上9月未満			101				
	9月以上12月未満			101				
	12月以上			101				

エ 船舶職員俸給表（二）の適用を受ける職員の新号俸

旧号俸	旧級経過期間	1級	2級	3級	4級	5級	6級
1	3月未満			1	1	1	1
	3月以上6月未満			1	1	1	1
	6月以上9月未満			1	1	1	1
	9月以上12月未満			1	1	1	1
	12月以上			1	1	1	1
2	3月未満	1	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満	2	1	1	1	1	1
	6月以上9月未満	3	1	1	1	1	1
	9月以上12月未満	4	1	1	1	1	1
	12月以上	5	1	1	1	1	1
3	3月未満	5	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満	6	2	2	1	1	1
	6月以上9月未満	7	3	3	1	1	1
	9月以上12月未満	8	4	4	1	1	1
	12月以上	9	5	5	1	1	1
4	3月未満	9	5	5	1	1	1
	3月以上6月未満	10	6	6	2	1	1
	6月以上9月未満	11	7	7	3	1	1
	9月以上12月未満	12	8	8	4	1	1
	12月以上	13	9	9	5	1	1
5	3月未満	13	9	9	5	1	1
	3月以上6月未満	14	10	10	6	2	1
	6月以上9月未満	15	11	11	7	3	1
	9月以上12月未満	16	12	12	8	4	1
	12月以上	17	13	13	9	5	1
6	3月未満	17	13	13	9	5	1
	3月以上6月未満	18	14	14	10	6	2
	6月以上9月未満	19	15	15	11	7	3
	9月以上12月未満	20	16	16	12	8	4
	12月以上	21	17	17	13	9	5
7	3月未満	21	17	17	13	9	5
	3月以上6月未満	22	18	18	14	10	6

	6月以上9月未滿	23	19	19	15	11	7
	9月以上12月未滿	24	20	20	16	12	8
	12月以上	25	21	21	17	13	9
8	3月未滿	25	21	21	17	13	9
	3月以上6月未滿	26	22	22	18	14	10
	6月以上9月未滿	27	23	23	19	15	11
	9月以上12月未滿	28	24	24	20	16	12
	12月以上	29	25	25	21	17	13
9	3月未滿	29	25	25	21	17	13
	3月以上6月未滿	30	26	26	22	18	14
	6月以上9月未滿	31	27	27	23	19	15
	9月以上12月未滿	32	28	28	24	20	16
	12月以上	33	29	29	25	21	17
10	3月未滿	33	29	29	25	21	17
	3月以上6月未滿	34	30	30	26	22	18
	6月以上9月未滿	35	31	31	27	23	19
	9月以上12月未滿	36	32	32	28	24	20
	12月以上	37	33	33	29	25	21
11	3月未滿	37	33	33	29	25	21
	3月以上6月未滿	38	34	34	30	26	22
	6月以上9月未滿	39	35	35	31	27	23
	9月以上12月未滿	40	36	36	32	28	24
	12月以上	41	37	37	33	29	25
12	3月未滿	41	37	37	33	29	25
	3月以上6月未滿	42	38	38	34	30	26
	6月以上9月未滿	43	39	39	35	31	27
	9月以上12月未滿	44	40	40	36	32	28
	12月以上	45	41	41	37	33	29
13	3月未滿	45	41	41	37	33	29
	3月以上6月未滿	46	42	42	38	34	30
	6月以上9月未滿	47	43	43	39	35	31
	9月以上12月未滿	48	44	44	40	36	32
	12月以上	49	45	45	41	37	33
14	3月未滿	49	45	45	41	37	33
	3月以上6月未滿	50	46	46	42	38	34
	6月以上9月未滿	51	47	47	43	39	35
	9月以上12月未滿	52	48	48	44	40	36
	12月以上	53	49	49	45	41	37
15	3月未滿	53	49	49	45	41	37
	3月以上6月未滿	54	50	50	46	42	38
	6月以上9月未滿	55	51	51	47	43	39
	9月以上12月未滿	56	52	52	48	44	40
	12月以上	57	53	53	49	45	41
16	3月未滿	57	53	53	49	45	41
	3月以上6月未滿	58	54	54	50	46	42

	6月以上9月未滿	59	55	55	51	47	43
	9月以上12月未滿	60	56	56	52	48	44
	12月以上	61	57	57	53	49	45
17	3月未滿	61	57	57	53	49	45
	3月以上6月未滿	62	58	58	54	50	46
	6月以上9月未滿	63	59	59	55	51	47
	9月以上12月未滿	64	60	60	56	52	48
	12月以上	65	61	61	57	53	49
18	3月未滿	65	61	61	57	53	49
	3月以上6月未滿	66	62	62	58	54	50
	6月以上9月未滿	67	63	63	59	55	51
	9月以上12月未滿	68	64	64	60	56	52
	12月以上	69	65	65	61	57	53
19	3月未滿	69	65	65	61	57	53
	3月以上6月未滿	70	66	66	62	58	54
	6月以上9月未滿	71	67	67	63	59	55
	9月以上12月未滿	72	68	68	64	60	56
	12月以上	73	69	69	65	61	57
20	3月未滿	73	69	69	65	61	57
	3月以上6月未滿	74	70	70	66	62	58
	6月以上9月未滿	75	71	71	67	63	59
	9月以上12月未滿	76	72	72	68	64	60
	12月以上	77	73	73	69	65	61
21	3月未滿	77	73	73	69	65	61
	3月以上6月未滿	78	74	74	70	66	62
	6月以上9月未滿	79	75	75	71	67	63
	9月以上12月未滿	80	76	76	72	68	64
	12月以上	81	77	77	73	69	65
22	3月未滿	81	77	77	73	69	65
	3月以上6月未滿	82	78	78	74	70	66
	6月以上9月未滿	83	79	79	75	71	67
	9月以上12月未滿	84	80	80	76	72	68
	12月以上	85	81	81	77	73	69
23	3月未滿	85	81	81	77	73	69
	3月以上6月未滿	85	82	82	78	74	69
	6月以上9月未滿	85	83	83	79	75	69
	9月以上12月未滿	85	84	84	80	76	69
	12月以上	85	85	85	81	77	69
24	3月未滿		85	85	81	77	
	3月以上6月未滿		86	86	82	78	
	6月以上9月未滿		87	87	83	79	
	9月以上12月未滿		88	88	84	80	
	12月以上		89	89	85	81	
25	3月未滿		89	89	85	81	
	3月以上6月未滿		90	90	86	82	

	6月以上9月未満		91	91	87	83	
	9月以上12月未満		92	92	88	84	
	12月以上		93	93	89	85	
26	3月未満		93	93	89	85	
	3月以上6月未満		94	94	90	86	
	6月以上9月未満		95	95	91	87	
	9月以上12月未満		96	96	92	88	
	12月以上		97	97	93	89	
27	3月未満		97	97	93	89	
	3月以上6月未満		98	98	94	89	
	6月以上9月未満		99	99	95	89	
	9月以上12月未満		100	100	96	89	
	12月以上		101	101	97	89	
28	3月未満		101	101	97		
	3月以上6月未満		102	102	98		
	6月以上9月未満		103	103	99		
	9月以上12月未満		104	104	100		
	12月以上		105	105	101		
29	3月未満		105	105	101		
	3月以上6月未満		105	106	102		
	6月以上9月未満		105	107	103		
	9月以上12月未満		105	108	104		
	12月以上		105	109	105		
30	3月未満			109			
	3月以上6月未満			110			
	6月以上9月未満			111			
	9月以上12月未満			112			
	12月以上			113			
31	3月未満			113			
	3月以上6月未満			113			
	6月以上9月未満			113			
	9月以上12月未満			113			
	12月以上			113			

オ 教育職員俸給表の適用を受ける職員の新号俸

旧号俸	旧級経過期間	1級	2級	3級
1	3月未満		1	1
	3月以上6月未満		1	1
	6月以上9月未満		1	1
	9月以上12月未満		1	1
	12月以上		1	1
2	3月未満	1	1	1
	3月以上6月未満	2	2	1
	6月以上9月未満	3	3	1
	9月以上12月未満	4	4	1

	12月以上	5	5	1
3	3月未滿	5	5	1
	3月以上6月未滿	6	6	1
	6月以上9月未滿	7	7	1
	9月以上12月未滿	8	8	1
	12月以上	9	9	1
4	3月未滿	9	9	1
	3月以上6月未滿	10	10	2
	6月以上9月未滿	11	11	3
	9月以上12月未滿	12	12	4
	12月以上	13	13	5
5	3月未滿	13	13	5
	3月以上6月未滿	14	14	6
	6月以上9月未滿	15	15	7
	9月以上12月未滿	16	16	8
	12月以上	17	17	9
6	3月未滿	17	17	9
	3月以上6月未滿	18	18	10
	6月以上9月未滿	19	19	11
	9月以上12月未滿	20	20	12
	12月以上	21	21	13
7	3月未滿	21	21	13
	3月以上6月未滿	22	22	14
	6月以上9月未滿	23	23	15
	9月以上12月未滿	24	24	16
	12月以上	25	25	17
8	3月未滿	25	25	17
	3月以上6月未滿	26	26	18
	6月以上9月未滿	27	27	19
	9月以上12月未滿	28	28	20
	12月以上	29	29	21
9	3月未滿	29	29	21
	3月以上6月未滿	30	30	22
	6月以上9月未滿	31	31	23
	9月以上12月未滿	32	32	24
	12月以上	33	33	25
10	3月未滿	33	33	25
	3月以上6月未滿	34	34	26
	6月以上9月未滿	35	35	27
	9月以上12月未滿	36	36	28
	12月以上	37	37	29
11	3月未滿	37	37	29
	3月以上6月未滿	38	38	30
	6月以上9月未滿	39	39	31
	9月以上12月未滿	40	40	32

	12月以上	41	41	33
12	3月未滿	41	41	33
	3月以上6月未滿	42	42	34
	6月以上9月未滿	43	43	35
	9月以上12月未滿	44	44	36
	12月以上	45	45	37
13	3月未滿	45	45	37
	3月以上6月未滿	46	46	38
	6月以上9月未滿	47	47	39
	9月以上12月未滿	48	48	40
	12月以上	49	49	41
14	3月未滿	49	49	41
	3月以上6月未滿	50	50	42
	6月以上9月未滿	51	51	43
	9月以上12月未滿	52	52	44
	12月以上	53	53	45
15	3月未滿	53	53	45
	3月以上6月未滿	54	54	46
	6月以上9月未滿	55	55	47
	9月以上12月未滿	56	56	48
	12月以上	57	57	49
16	3月未滿	57	57	49
	3月以上6月未滿	58	58	50
	6月以上9月未滿	59	59	51
	9月以上12月未滿	60	60	52
	12月以上	61	61	53
17	3月未滿	61	61	53
	3月以上6月未滿	62	62	54
	6月以上9月未滿	63	63	55
	9月以上12月未滿	64	64	56
	12月以上	65	65	57
18	3月未滿	65	65	57
	3月以上6月未滿	66	66	58
	6月以上9月未滿	67	67	59
	9月以上12月未滿	68	68	60
	12月以上	69	69	61
19	3月未滿	69	69	61
	3月以上6月未滿	70	70	62
	6月以上9月未滿	71	71	63
	9月以上12月未滿	72	72	64
	12月以上	73	73	65
20	3月未滿	73	73	65
	3月以上6月未滿	74	74	66
	6月以上9月未滿	75	75	67

	9月以上12月未満	76	76	68
	12月以上	77	77	69
21	3月未満	77	77	69
	3月以上6月未満	78	78	70
	6月以上9月未満	79	79	71
	9月以上12月未満	80	80	72
	12月以上	81	81	73
22	3月未満	81	81	73
	3月以上6月未満	82	82	74
	6月以上9月未満	83	83	75
	9月以上12月未満	84	84	76
	12月以上	85	85	77
23	3月未満	85	85	77
	3月以上6月未満	86	86	78
	6月以上9月未満	87	87	79
	9月以上12月未満	88	88	80
	12月以上	89	89	81
24	3月未満	89	89	81
	3月以上6月未満	90	90	82
	6月以上9月未満	91	91	83
	9月以上12月未満	92	92	84
	12月以上	93	93	85
25	3月未満	93	93	85
	3月以上6月未満	94	94	86
	6月以上9月未満	95	95	87
	9月以上12月未満	96	96	88
	12月以上	97	97	89
26	3月未満	97	97	89
	3月以上6月未満	98	98	89
	6月以上9月未満	99	99	89
	9月以上12月未満	100	100	89
	12月以上	101	101	89
27	3月未満	101	101	
	3月以上6月未満	102	102	
	6月以上9月未満	103	103	
	9月以上12月未満	104	104	
	12月以上	105	105	
28	3月未満	105	105	
	3月以上6月未満	106	105	
	6月以上9月未満	107	105	
	9月以上12月未満	108	105	
	12月以上	109	105	
29	3月未満	109		
	3月以上6月未満	110		
	6月以上9月未満	111		

	9月以上12月未満	112		
	12月以上	113		
30	3月未満	113		
	3月以上6月未満	114		
	6月以上9月未満	115		
	9月以上12月未満	116		
	12月以上	117		
31	3月未満	117		
	3月以上6月未満	118		
	6月以上9月未満	119		
	9月以上12月未満	120		
	12月以上	121		
32	3月未満	121		
	3月以上6月未満	122		
	6月以上9月未満	123		
	9月以上12月未満	124		
	12月以上	125		
33	3月未満	125		
	3月以上6月未満	126		
	6月以上9月未満	127		
	9月以上12月未満	128		
	12月以上	129		
34	3月未満	129		
	3月以上6月未満	129		
	6月以上9月未満	129		
	9月以上12月未満	129		
	12月以上	129		

附則別表第3 旧級がこれに対応する附則別表第1の新級欄に2の職務の級が掲げられている
職務の級である職員の号俸の切替表（附則第4項関係）

ア 一般職員俸給表の11級である職員の新号俸

旧号俸	旧級経過期間	9級	10級
1	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
2	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
3	3月未満	1	1

	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
4	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
5	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
6	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
7	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	2	1
	6月以上9月未満	3	1
	9月以上12月未満	4	1
	12月以上	5	1
8	3月未満	5	1
	3月以上6月未満	6	1
	6月以上9月未満	7	1
	9月以上12月未満	8	1
	12月以上	9	1
9	3月未満	9	1
	3月以上6月未満	10	1
	6月以上9月未満	11	1
	9月以上12月未満	12	1
	12月以上	13	1
10	3月未満	13	1
	3月以上6月未満	14	1
	6月以上9月未満	15	1
	9月以上12月未満	16	1
	12月以上	17	1
11	3月未満	17	1
	3月以上6月未満	18	1
	6月以上9月未満	19	1
	9月以上12月未満	20	1
	12月以上	21	1
12	3月未満	21	1

	3月以上6月未満	22	2
	6月以上9月未満	23	3
	9月以上12月未満	24	4
	12月以上	25	5
13	3月未満	25	5
	3月以上6月未満	26	6
	6月以上9月未満	27	7
	9月以上12月未満	28	8
	12月以上	29	9
14	3月未満	29	9
	3月以上6月未満	30	10
	6月以上9月未満	31	11
	9月以上12月未満	32	12
	12月以上	33	13
15	3月未満	33	13
	3月以上6月未満	34	13
	6月以上9月未満	35	13
	9月以上12月未満	36	14
	12月以上	37	14

イ 旧級が教育職員俸給表の4級である職員の新号俸

旧号俸	新級経過期間	4級	5級
1	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
2	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
3	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
4	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
5	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1

	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
6	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	2	1
	6月以上9月未満	3	1
	9月以上12月未満	4	1
	12月以上	5	1
7	3月未満	5	1
	3月以上6月未満	6	1
	6月以上9月未満	7	1
	9月以上12月未満	8	1
	12月以上	9	1
8	3月未満	9	1
	3月以上6月未満	10	1
	6月以上9月未満	11	1
	9月以上12月未満	12	1
	12月以上	13	1
9	3月未満	13	1
	3月以上6月未満	14	1
	6月以上9月未満	15	1
	9月以上12月未満	16	1
	12月以上	17	1
10	3月未満	17	1
	3月以上6月未満	18	1
	6月以上9月未満	19	1
	9月以上12月未満	20	1
	12月以上	21	1
11	3月未満	21	1
	3月以上6月未満	22	1
	6月以上9月未満	23	1
	9月以上12月未満	24	1
	12月以上	25	1
12	3月未満	25	1
	3月以上6月未満	26	1
	6月以上9月未満	27	1
	9月以上12月未満	28	1
	12月以上	29	1
13	3月未満	29	1
	3月以上6月未満	30	1
	6月以上9月未満	31	1
	9月以上12月未満	32	1
	12月以上	33	1
14	3月未満	33	1
	3月以上6月未満	34	1
	6月以上9月未満	35	1

	9月以上12月未満	36	1
	12月以上	37	1
15	3月未満	37	1
	3月以上6月未満	38	1
	6月以上9月未満	39	1
	9月以上12月未満	40	1
	12月以上	41	1
16	3月未満	41	1
	3月以上6月未満	42	1
	6月以上9月未満	43	1
	9月以上12月未満	44	1
	12月以上	45	1
17	3月未満	45	1
	3月以上6月未満	46	1
	6月以上9月未満	47	1
	9月以上12月未満	48	1
	12月以上	49	1
18	3月未満	49	1
	3月以上6月未満	50	1
	6月以上9月未満	51	1
	9月以上12月未満	52	1
	12月以上	53	1
19	3月未満	53	1
	3月以上6月未満	54	1
	6月以上9月未満	55	1
	9月以上12月未満	56	1
	12月以上	57	1
20	3月未満	57	1
	3月以上6月未満	58	2
	6月以上9月未満	59	3
	9月以上12月未満	60	4
	12月以上	61	5
21	3月未満	61	5
	3月以上6月未満	62	6
	6月以上9月未満	63	7
	9月以上12月未満	64	8
	12月以上	65	9
22	3月未満	65	9
	3月以上6月未満	66	9
	6月以上9月未満	67	10
	9月以上12月未満	68	10
	12月以上	69	11
23	3月未満	69	11
	3月以上6月未満	70	11
	6月以上9月未満	71	12

	9月以上12月未満	72	12
	12月以上	73	13

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。
(平成23年3月31日までの間における俸給の特別調整額に関する経過措置)
- 2 施行日の前日において改正前の職員給与規程附則第8項の規定による俸給を支給される職員のうちその者の受ける俸給月額と当該俸給の額との合計額が、その者の属する職務の級における最高の号俸の俸給月額を超える職員について、改正後の職員給与規程第11条第2項の規定の適用については、平成23年3月31日までの間は、同項の規定中「職員の属する職務の級における最高の号俸の俸給月額」とあるのは、「職員の俸給月額と施行日の前日において改正前の職員給与規程附則第8項の規定による俸給の額との合計額」とする。
(平成20年3月31日までの間における広域異動手当の支給割合の特例)
- 3 平成20年3月31日までの間においては、第14条の2第1項第1号中「100分の6」とあるのは「100分の4」と、同項第2号中「100分の3」とあるのは「100分の2」とする。
(広域異動手当に関する経過措置)
- 4 第14条の2の規定は、平成16年4月2日から施行の日の前日までの間に職員がその在勤する事務所を異にして異動した場合又は職員の在勤する事務所が移転した場合についても適用する。この場合において、同条第1項中「当該異動等の日から」とあるのは、「平成19年4月1日から当該異動等の日以後」とする。
(その他)
- 5 前3項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成19年10月1日から施行する。
(育児休業をした職員の職務復帰後における給与の調整に関する経過措置)
- 2 改正後の職員給与規程第33条第3項の規定は、育児休業をした職員が施行の日以後に職務に復帰した場合における給与の調整について適用し、育児休業をした職員が同日前に職務に復帰した場合における給与の調整については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成19年12月1日から施行し、平成19年4月1日から適用する。
(平成19年4月1日から施行日の前日までの間における異動者の号俸)
- 2 平成19年4月1日からこの規程の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までの間において、改正前の職員給与規程の規定により、新たに俸給表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号俸に異動のあった職員のうち、理事長が別に定める職員の、改正後の職員給与規程の規定による当該適用又は異動の日における号俸は、理事長が別に定めるところによる。
(施行日から平成20年3月31日までの間における異動者の号俸の調整)
- 3 施行日から平成20年3月31日までの間において、改正後の職員給与規程の規定により、新たに俸給表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号俸に異動のあった職員の当該適用又は異動の日における号俸については、当該適用又は異動について、まず改正前の職員給与規程の規定が適用され、次いで当該適用又は異動の日から改

正後の職員給与規程の規定が適用されるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、理事長が別に定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給与の内払)

- 改正後の職員給与規程の規定を適用する場合には、改正前の職員給与規程に基づいて支給された給与は、改正後の職員給与規程の規定による給与の内払とみなす。

(その他)

- 前3項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- この規程は、平成21年5月29日から施行する。

(平成21年6月に支給する期末手当、勤勉手当及び期末特別手当に関する特例)

- 平成21年6月に支給する期末手当、勤勉手当及び期末特別手当に関する第25条第2項、第28条第2項及び第29条第2項の規定の適用については、第25条第2項中「100分の140、」とあるのは「100分の125、」と、「100分の120、」とあるのは「100分の110」と、第28条第2項中「100分の75」とあるのは「100分の70」と、「100分の95、」とあるのは「100分の85、」と、第29条第2項中「100分の160、」とあるのは「100分の145、」とする。

附 則

(施行期日)

- この規程は、平成21年12月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(平成21年12月に支給する期末手当及び期末特別手当に関する特例措置)

- 平成21年12月に支給する期末手当又は期末特別手当(以下「期末手当等」という。)の額は、この規程による改正後の職員給与規程第25条第2項から第5項まで又は第29条第2項から第5項までの規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当等の額(以下この項において「基準額」という。)から次に掲げる額の合計額(以下この項において「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当等は支給しない。

- (1)平成21年4月1日(同月2日から同年12月1日までの間に職員以外の者又は職員であって適用される俸給表並びにその職務の級及び号俸がそれぞれ次の表の俸給表欄、職務の級欄及び号俸欄に掲げるものであるものからこれらの職員以外の職員(以下この項において「減額改定対象職員」という。)となった者)にあつては、その減額改定対象職員となった日)において減額改定対象職員が受けるべき俸給、俸給の特別調整額、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当及び単身赴任手当(職員給与規程第17条第2項に規定する理事長が別に定める額を除く。)の月額合計額に100分の0.24を乗じて得た額(以下「基礎額」という。)に、同月から施行日の属する月の前月までの月数(同年4月1日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、俸給を支給されなかった期間、減額改定対象職員以外の職員であった期間、職員就業規則第62条第1項に規定する育児休業をしていた期間又は職員給与規程第19条の規定により給与を減額された期間がある職員)にあつては、当該月数から当該期間のある月数を減じた月数)を乗じて得た額

俸 給 表	職務の級	号 俸
-------	------	-----

一般職員俸給表	1 級	1 号俸から 5 6 号俸まで
	2 級	1 号俸から 2 4 号俸まで
	3 級	1 号俸から 8 号俸まで
技術専門職員俸給表	1 級	1 号俸から 6 8 号俸まで
	2 級	1 号俸から 3 2 号俸まで
船舶職員俸給表 (一)	1 級	1 号俸から 5 2 号俸まで
	2 級	1 号俸から 3 2 号俸まで
	3 級	1 号俸から 8 号俸まで
船舶職員俸給表 (二)	1 級	1 号俸から 6 4 号俸まで
	2 級	1 号俸から 4 4 号俸まで
教育職員俸給表	1 級	1 号俸から 3 2 号俸まで
	2 級	1 号俸から 1 2 号俸まで

(2) 平成 21 年 6 月 1 日において減額改定対象職員であった者に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額又は期末特別手当の額に 100 分の 0.24 を乗じて得た額 (端数計算)

3 前項第 1 号基礎額又は前項第 2 号に掲げる額に 1 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

附 則

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成 22 年 1 月 1 日 (以下「施行日」という。) から施行する。

(平成 22 年 1 月に支給する期末手当及び期末特別手当に関する特例措置)

2 平成 22 年 1 月に支給する期末手当又は期末特別手当 (以下「期末手当等」という。) の額は、この規程による改正後の職員給与規程 (以下「改正後の職員給与規程」という。) 第 25 条第 2 項から第 5 項まで、第 29 条第 2 項から第 4 項まで及び第 6 項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当等の額 (以下この項において「基準額」という。) から次に掲げる額の合計額 (以下この項において「調整額」という。) に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となる場合は、期末手当等は、支給しない。

(1) 平成 22 年 4 月 1 日 (同月 2 日から同年 1 月 1 日までの間に職員以外の者又は職員であって適用される俸給表並びにその職務の級及び号俸がそれぞれ次の表の俸給表欄、職務

の級欄及び号俸欄に掲げるものであるもの（改正後の職員給与規程附則第3項の規定が施行されていたとした場合においても同項の規定の適用を受けず、かつ、独立行政法人水産大学校職員給与規程の一部を改正する規程（平成18年3月31日付け17水大校第1133号）附則第8項から第10項までの規程の適用を受けない職員に限る。）からこれらの職員以外の職員（以下この項において「減額改定対象職員」という。）となった者（同年4月1日に減額改定対象職員であった者で任用の事情を考慮して理事長が別に定めるものを除く。）にあつては、その減額改定対象職員となった日（当該日が2以上あるときは、当該日のうち理事長が別に定める日）において減額改定対象職員が受けるべき俸給、俸給の特別調整額、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当及び単身赴任手当（職員給与規程第17条第2項に規定する理事長が別に定める額を除く。）の月額合計額に100分の0.28を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額）に、同月から施行日の属する月の前月までの月数（同年4月1日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、俸給を支給されなかった期間、減額改定対象職員以外の職員であった期間その他の理事長が別に定める期間がある職員にあつては、当該月数から当該期間を考慮して理事長が別に定める月数を減じた月数）を乗じて得た額

俸給表	職務の級	号俸
一般職員俸給表	1級	1号俸から93号俸まで
	2級	1号俸から64号俸まで
	3級	1号俸から48号俸まで
	4級	1号俸から32号俸まで
	5級	1号俸から24号俸まで
	6級	1号俸から16号俸まで
	7級	1号俸から4号俸まで
技術専門職員俸給表	1級	1号俸から108号俸まで
	2級	1号俸から72号俸まで
	3級	1号俸から64号俸まで
	4級	1号俸から36号俸まで
	5級	1号俸から20号俸まで
船舶職員俸給表（一）	1級	1号俸から69号俸まで
	2級	1号俸から69号俸まで

	3級	1号俸から56号俸まで
	4級	1号俸から40号俸まで
	5級	1号俸から28号俸まで
	6級	1号俸から12号俸まで
船舶職員俸給表（二）	1級	1号俸から85号俸まで
	2級	1号俸から84号俸まで
	3級	1号俸から72号俸まで
	4級	1号俸から60号俸まで
	5級	1号俸から48号俸まで
	6級	1号俸から32号俸まで
教育職員俸給表	1級	1号俸から72号俸まで
	2級	1号俸から52号俸まで
	3級	1号俸から40号俸まで
	4級	1号俸から12号俸まで

(2) 平成22年6月1日において減額改定対象職員であった者（任用の事情を考慮して理事長が別に定める者を除く。）に同月支給された期末手当及び勤勉手当の合計額又は期末特別手当の額に100分の0.28を乗じて得た額

（55歳を超える職員の俸給の減額支給等の措置）

3 平成30年3月31日までの間、職員（次の表の俸給表欄に掲げる俸給表の適用を受ける者のうち、その職務の級が次の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者であってその号俸がその職務の級における最低の号俸でないものに限る。以下この項において「特定職員」という。）に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日）以後、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

(1) 俸給月額 当該特定職員の俸給月額（当該特定職員が第19条の規定の適用を受ける者である場合にあっては、同条本文の規定により半額を減ぜられた俸給月額。以下同じ。）

に100分の1.5を乗じて得た額（当該特定職員の俸給月額に100分の98.5を乗じて得た額が、当該特定職員の属する職務の級における最低の号俸の俸給月額（当該特定職員が同条の規定の適用を受ける者である場合にあっては、当該最低の号俸の俸給月額か

らその半額を減じた額。以下この号において同じ。)に達しない場合(以下この項から第5項までにおいて「最低号俸に達しない場合」という。)にあっては、当該特定職員の俸給月額から当該特定職員の属する職務の級における最低の号俸の俸給月額を減じた額(以下この項及び次項において「俸給月額減額基礎額」という。))

- (2) 地域手当 当該特定職員の俸給月額に対する地域手当の月額に100分の1.5を乗じて得た額(最低号俸に達しない場合にあっては、俸給月額減額基礎額に対する地域手当の月額)
- (3) 広域異動手当 当該特定職員の俸給月額に対する広域異動手当の月額に100分の1.5を乗じて得た額(最低号俸に達しない場合にあっては、俸給月額減額基礎額に対する広域異動手当の月額)
- (4) 期末手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき俸給月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額(第25条第4項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する100分の20を超えない範囲内で理事長が別に定める割合を乗じて得た額(同項に規定する理事長が別に定める職にある職員(以下この号において「管理監督職員」という。)にあっては、その額に、俸給月額に同項に規定する100分の25を超えない範囲内で理事長が別に定める割合を乗じて得た額を加算した額)を加算した額)に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同条第2項各号列記以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額に、100分の1.5を乗じて得た額(最低号俸に達しない場合にあっては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき俸給月額減額基礎額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額(同条第4項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する100分の20を超えない範囲内で理事長が別に定める割合を乗じて得た額(管理監督職員にあっては、その額に、俸給月額減額基礎額に同項に規定する100分の25を超えない範囲内で理事長が別に定める割合を乗じて得た額を加算した額)を加算した額)に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同条第2項各号列記以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額)
- (5) 勤勉手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき俸給月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額(第28条第4項において準用する第25条第4項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する100分の20を超えない範囲内で理事長が別に定める割合を乗じて得た額(同項に規定する理事長が別に定める職にある職員(以下この号において「管理監督職員」という。)にあっては、その額に、俸給月額に同項に規定する100分の25を超えない範囲内で理事長が別に定める割合を乗じて得た額を加算した額)を加算した額。附則第5項において「勤勉手当減額対象額」という。)に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第28条第2項前段に規定する割合を乗じて得た額に100分の1.5を乗じて得た額(最低号俸に達しない場合にあっては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき俸給月額減額基礎額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額(同条第4項において準用する第25条第4項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する100分の20を超えない範囲内で理事長が別に定める割合を乗じて得た額(管理監督職員にあっては、その額に、俸給月額減額基礎額に同項に規定する100分の25を超えない範囲内で理事長が別に定める割合を乗じて得た額を加算した額)を加算した額。附則第5項において「勤勉手当減額基礎額」という。)に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第28条第2項前段に規定する割

合を乗じて得た額)

- (6) 第32条第1項から第7項までの規定により支給される給与 当該特定職員に適用される次に掲げる規定の区分に応じ、それぞれ次に定める額
- ア 第32条第1項又は第2項 前各号に定める額から当該特定職員に支給される休業補償給付等の額を差し引いた額
 - イ 第32条第3項又は第4項 第1号から第4号までに定める額に100分の80を乗じて得た額
 - ウ 第32条第5項 第1号から第3号までに定める額に、同項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額
 - エ 第32条第6項 第1号から第4号までに定める額に、同項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額
 - オ 第32条第7項 第4号に定める額に100分の80を乗じて得た額 (同条第6項の規定により給与の支給を受ける職員にあっては、同号に定める額に、同項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額)

俸給表	職務の級
一般職員俸給表	6級
船舶職員俸給表(一)	6級
教育職員俸給表	4級

4 附則第3項の規定により給与が減ぜられて支給される職員についての第23条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、同条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、同条の規定により算出した給与額に100分の1.5を乗じて得た額(最低号俸に達しない場合にあっては、俸給月額減額基礎額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額を、1年間における1月平均所定労働時間数で除して得た額)に相当する額を減じた額とする。

5 附則第3項の規定が適用される間、第28条第2項後段に定める額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により算出した額から、附則第3項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に100分の1.275(特定幹部職員にあっては、100分の1.575)を乗じて得た額(最低号俸に達しない場合にあっては、勤勉手当減額基礎額に100分の85(特定幹部職員にあっては、100分の105)を乗じて得た額)の総額に相当する額を減じた額とする。

(平成22年4月1日前に55歳に達した職員に関する読替え)

6 平成22年4月1日前に55歳に達した職員に対する附則第3項の規定の適用については、同項中「当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日」とあるのは「独立行政法人水産大学校職員給与規程の一部を改正する規程(平成22年11月30日付け22水大校第724号)の施行日と、「55歳に達した日後における最初の4月1日後」とあるのは「同日後」とする。

(育児短時間勤務職員に関する読替え)

7 育児短時間勤務職員に対する附則第3項第1号、第4号及び第5号の規定の適用については、同項第1号中「号俸の俸給月額(」とあるのは「号俸の俸給月額に算出率を乗じて得た額(」と、「当該最低の号俸の俸給月額」とあるのは「当該額」と、「を減じた額(」とある

のは「に算出率を乗じて得た額を減じた額（）」と、同項第4号及び第5号中「俸給月額並びに」とあるのは「俸給月額に算出率で除して得た額並びに」と、「俸給月額減額基礎額並びに」とあるのは「俸給月額減額基礎額を算出率で除して得た額並びに」と、「俸給月額減額基礎額に」とあるのは「俸給月額減額基礎額を算出率で除して得た額に」とする。

(その他)

- 8 前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成23年1月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。

(平成23年4月1日における号俸の調整)

- 2 平成23年4月1日において43歳に満たない職員（同日において、職務の級における最高の号俸を受けるもの及び指定職員俸給表の適用を受ける職員を除く。）のうち、平成22年1月1日において職員給与規程第7条第5項の規定により昇給した職員（同日における昇給の号俸数の決定の状況を考慮して理事長が別に定める職員を除く。）その他当該職員との権衡上必要があると認められるものとして理事長が別に定める職員の平成23年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸上位の号俸とする。

- 3 職員就業規則第63条第1項に規定する育児短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「とするものとし、その者の俸給月額は、当該号俸に応じた額に、職員就業規則第64条の規定により読み替えられた同規則第40条第1項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成23年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の日前から引き続き結核性疾患による病気休暇又は就業禁止の措置により勤務しない職員に対するこの規程による改正後の独立行政法人水産大学校職員給与規程第19条第1項の規定の適用については、同項中「90日」とあるのは「1年」とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成23年10月1日から施行する。

(昇給に関する経過措置)

- 2 この規程による改正後の独立行政法人水産大学校職員給与規程（以下「新規程」という。）第7条第5項の規定による昇給の取扱いについては、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

(1) 次号に掲げる職員以外の職員 この規程の施行の日（以下「施行日」という。）後1年間において行われる同項の規定による昇給については、同項中「日以前1年間」とあるのは「期間」と、「同日の」とあるのは「当該期間の末日の」とする。

(2) 教育職員俸給表の適用を受ける職員 同項の規定による昇給については、当分の間、同項中「日以前1年間」とあるのは「期間」と、「同日の」とあるのは「当該期間の末日の」とする。

(勤勉手当に関する経過措置)

3 新規程第28条第1項の規定の適用については、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

(1) 次号に掲げる職員以外の職員 施行日から起算して6月間は、同項中「人事評価（一般職員俸給表、技術専門職員俸給表又は船舶職員俸給表の適用を受ける職員にあっては、独立行政法人水産大学校一般職員等人事評価実施規程（水大規程第231号）第8条第1項に規定する業績評価をいう。）」とあるのは「人事評価（一般職員俸給表、技術専門職員俸給表又は船舶職員俸給表の適用を受ける職員にあっては、独立行政法人水産大学校一般職員等人事評価実施規程（水大規程第231号）第8条第1項に規定する業績評価をいう。）又はその他の能力の実証」とする。

(2) 教育職員俸給表の適用を受ける職員 施行日から平成25年5月31日までの間は、同項中「人事評価（一般職員俸給表、技術専門職員俸給表又は船舶職員俸給表の適用を受ける職員にあっては、独立行政法人水産大学校一般職員等人事評価実施規程（水大規程第231号）第8条第1項に規定する業績評価をいう。）」とあるのは「人事評価又はその他の能力の実証」とする。

(施行日前に実施した人事評価の結果の取扱い)

4 施行日前に独立行政法人水産大学校一般職員等人事評価実施規程の規定に基づき実施した人事評価の結果については、新規程の適用を受けないものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成24年5月1日から施行する。

(特例期間における給与の減額措置)

2 平成24年5月1日（以下「施行日」という。）から平成26年3月31日までの間（以下「特例期間」という。）においては、職員に対する俸給月額（独立行政法人水産大学校職員給与規程の一部を改正する規程（平成18年3月31日付け17水大校第1133号。以下「平成18年改正規程」という。）附則第8項から第10項までの規定による俸給（以下「経過措置額」という。）を含み、当該職員が第19条の規定の適用を受ける者である場合にあっては、同条の規定により半額を減ぜられた俸給月額（経過措置額を含む。）をいう。以下同じ。）の支給に当たっては、俸給月額から、俸給月額に、当該職員に適用される次の表の左欄に掲げる俸給表及び同表の中欄に掲げる職務の級又は号俸の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める割合（以下「支給減額率」という。）を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

俸 給 表	職務の級又は号俸	割 合
一般職員俸給表	2級以下	100分の4.77
	3級から6級まで	100分の7.77
	7级以上	100分の9.77
技術専門職員俸給表	3級以下	100分の4.77
	4级以上	100分の7.77
船舶職員俸給表（一）	2級以下	100分の4.77
	3級から5級まで	100分の7.77
	6级以上	100分の9.77
船舶職員俸給表（二）	3級以下	100分の4.77

	4級以上	100分の7.77
教育職員俸給表	1級	100分の4.77
	2級及び3級	100分の7.77
	4級以上	100分の9.77
指定職員俸給表	全ての号俸	100分の9.77

3 特例期間においては、次に掲げる給与の支給に当たっては、次の各号に掲げる給与の額から、当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

- (1) 俸給の特別調整額 当該職員の俸給の特別調整額の月額に100分の10を乗じて得た額
 - (2) 地域手当 当該職員の俸給月額に対する地域手当の月額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額及び当該職員の俸給の特別調整額に対する地域手当の月額に100分の10を乗じて得た額
 - (3) 広域異動手当 当該職員の俸給月額に対する広域異動手当の月額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額及び当該職員の俸給の特別調整額に対する広域異動手当の月額に100分の10を乗じて得た額
 - (4) 期末手当 当該職員が受けるべき期末手当の額に、100分の9.77を乗じて得た額
 - (5) 勤勉手当 当該職員が受けるべき勤勉手当の額に、100分の9.77を乗じて得た額
 - (6) 期末特別手当 当該職員が受けるべき期末特別手当の額に、100分の9.77を乗じて得た額
 - (7) 第32条第1項から第7項までの規定により支給される給与 当該職員に適用される次のアからオまでに掲げる規定の区分に応じ当該アからオまでに定める額
 - ア 第32条第1項又は第2項 前項及び前各号に定める額から当該職員に支給される休業補償給付等の額を差し引いた額
 - イ 第32条第3項又は第4項 前項並びに第2号から第4号まで及び第6号に定める額に100分の80を乗じて得た額
 - ウ 第32条第5項 前項並びに第2号及び第3号に定める額に、同条第5項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額
 - エ 第32条第6項 前項並びに第2号から第4号まで及び第6号に定める額に、同条第6項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額
 - オ 第32条第7項 第4号又は第6号に定める額に100分の80を乗じて得た額（同条第6項の規定により給与の支給を受ける職員にあっては、第4号又は第6号に定める額に、同項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額）
- (勤務時間1時間当たりの給与額等の算出に関する特例措置)

4 特例期間においては、第18条、第20条、第21条、第33条又は第34条に規定する勤務時間1時間当たりの給与額は、第23条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、俸給月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額を、同条に規定する別に定める1月当たりの勤務時間数で除して得た額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額に相当する額を減じた額とする。

(55歳を超える職員の俸給の減額支給等の措置の特例)

5 特例期間においては、独立行政法人水産大学校職員給与規程の一部を改正する規程（平成22年11月30日付け22水大校第724号。以下「平成22年改正規程」という。）附則第3項の規定の適用を受ける職員に対する第2項、第3項第2号から第5号まで及び第7号並びに前項の規定の適用については、第2項中「俸給月額に、」とあるのは「俸給月額か

ら独立行政法人水産大学校職員給与規程の一部を改正する規程（平成22年11月30日付け22水大校第724号。以下「平成22年改正規程」という。）附則第3項第1号に定める額に相当する額を減じた額に、と、第3項第2号中「俸給月額に対する地域手当の月額」とあるのは「俸給月額に対する地域手当の月額から平成22年改正規程附則第3項第2号に定める額に相当する額を減じた額」と、同項第3号中「俸給月額に対する広域異動手当の月額」とあるのは「俸給月額に対する広域異動手当の月額から平成22年改正規程附則第3項第3号に定める額に相当する額を減じた額」と、同項第4号中「期末手当の額」とあるのは「期末手当の額から平成22年改正規程附則第3項第4号に定める額に相当する額を減じた額」と、同項第5号中「勤勉手当の額」とあるのは「勤勉手当の額から平成22年改正規程附則第3項第5号に定める額に相当する額を減じた額」と、同項第7号ア中「前項及び前各号」とあるのは「第5項の規定により読み替えられた前項及び前各号」と、同号イ及びエ中「前項並びに第2号から第4号まで及び第6号」とあるのは「第5項の規定により読み替えられた前項並びに第2号から第4号まで及び第6号」と、同号ウ中「前項並びに第2号及び第3号」とあるのは「第5項の規定により読み替えられた前項並びに第2号及び第3号」と、同号オ中「第4号又は第6号」とあるのは「第5項の規定により読み替えられた第4号又は第6号」と、「同項」とあるのは「同条第6項」と、前項中「除して得た額に」とあるのは「除して得た額から平成22年改正規程附則第4項の規定により給与額から減ずることとされている額に相当する額を減じた額に」とする。

（平成24年5月1日、平成25年4月1日及び平成26年4月1日における号俸の調整）

- 6 経過措置額に関する状況を考慮して、平成24年4月1日において36歳に満たない職員（施行日において、この規程による改正後の独立行政法人水産大学校職員給与規程第5条第1項第1号から第4号までに掲げる俸給表の適用を受ける職員でその職務の級における最高の号俸を受けるもの及び同項第5号に掲げる俸給表の適用を受ける職員（以下「除外職員」という。）である者を除く。）のうち、当該職員の平成19年1月1日、平成20年1月1日及び平成21年1月1日の第7条第5項の規定による昇給その他の号俸の決定の状況（以下「調整考慮事項」という。）を考慮して調整の必要があるものとして理事長が別に定める職員の施行日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸（職員の調整考慮事項を考慮して特に調整の必要があるものとして理事長が別に定める職員にあっては、2号俸）上位の号俸とする。
- 7 平成25年4月1日において経過措置額に関する状況を考慮して理事長が別に定める年齢に満たない職員（同日において除外職員である者を除く。）のうち、当該職員の調整考慮事項及び施行日における号俸の調整の状況を考慮して調整の必要があるものとして理事長が別に定める職員の平成25年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸（職員の調整考慮事項を考慮して特に調整の必要があるものとして理事長が別に定める職員にあっては、2号俸）上位の号俸とする。
- 8 平成26年4月1日において経過措置額に関する状況を考慮して理事長が別に定める年齢に満たない職員（同日において除外職員である者を除く。）のうち、当該職員の調整考慮事項並びに施行日及び平成25年4月1日における号俸の調整の状況を考慮して調整の必要があるものとして理事長が別に定める職員の平成26年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸（職員の調整考慮事項を考慮して特に調整の必要があるものとして理事長が別に定める職員にあっては、2号俸）上位の号俸とする。
- 9 独立行政法人水産大学校職員就業規則第63条第1項に規定する育児短時間勤務をしている職員に対する前3項の規定の適用については、これらの規定中「とする」とあるのは「とするものとし、その者の俸給月額は、当該号俸に応じた額に、独立行政法人水産大学校職員

就業規則第64条の規定により読み替えられた同規則第40条第1項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

(平成24年6月に支給する期末手当及び期末特別手当に関する特例措置)

10 平成24年6月に職員に支給する期末手当及び期末特別手当(以下「期末手当等」という。)の額は、第25条第2項から第5項まで(第33条の2の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第29条第2項から第5項まで(第33条の2の規定により読み替えて適用する場合を含む。)若しくは第32条第1項から第4項まで、第6項若しくは第7項又は平成22年改正規程附則第3項の規定にかかわらず、これらの規定により算出される期末手当等の額から第1号の適用を受ける場合にあっては同号に掲げる額に相当する額を減じ、第2号の適用を受ける場合にあっては同号に掲げる額に相当する額を加えた額とする。

(1) 平成23年4月1日(同月2日から施行日までの間に職員以外の者又は職員であって適用される俸給表並びにその職務の級及び号俸がそれぞれ次の表の俸給表欄、職務の級欄及び号俸欄に掲げるものであるもの(平成18年改正規程附則第8項から第10項までの規定の適用を受けない職員に限る。)からこれらの職員以外の職員(以下「減額改定対象職員」という。)となった者(同月1日に減額改定対象職員であった者で任用の事情を考慮して理事長が別に定めるものを除く。)にあっては、その減額改定対象職員となった日(当該日が2以上あるときは、当該日のうち理事長が別に定める日)において減額改定対象職員が受けるべき俸給、俸給の特別調整額、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当及び単身赴任手当(第17条第2項に規定する理事長が別に定める額を除く。)の月額(平成22年改正規程附則第3項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあっては、同項の規定により減ぜられることとなる額を差し引いた額)の合計額に100分の0.37を乗じて得た額に、平成24年4月の1月分の月数(同年4月1日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、俸給を支給されなかった期間、減額改定対象職員以外の職員であった期間その他の理事長が別に定める期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して理事長が別に定める月数を減じた月数)を乗じて得た額

俸給表	職務の級	号俸
一般職員俸給表	1級	1号俸から93号俸まで
	2級	1号俸から76号俸まで
	3級	1号俸から60号俸まで
	4級	1号俸から44号俸まで
	5級	1号俸から36号俸まで
	6級	1号俸から28号俸まで
	7級	1号俸から16号俸まで
	8級	1号俸から4号俸まで
技術専門職員俸給表	1級	1号俸から121号俸まで
	2級	1号俸から84号俸まで
	3級	1号俸から76号俸まで
	4級	1号俸から48号俸まで
	5級	1号俸から32号俸まで

船舶職員俸給表（一）	1 級	1 号俸から 6 9 号俸まで
	2 級	1 号俸から 6 9 号俸まで
	3 級	1 号俸から 6 8 号俸まで
	4 級	1 号俸から 5 2 号俸まで
	5 級	1 号俸から 4 0 号俸まで
	6 級	1 号俸から 2 4 号俸まで
船舶職員俸給表（二）	1 級	1 号俸から 8 5 号俸まで
	2 級	1 号俸から 9 7 号俸まで
	3 級	1 号俸から 8 4 号俸まで
	4 級	1 号俸から 7 2 号俸まで
	5 級	1 号俸から 6 0 号俸まで
	6 級	1 号俸から 4 4 号俸まで
教育職員俸給表	1 級	1 号俸から 8 4 号俸まで
	2 級	1 号俸から 6 4 号俸まで
	3 級	1 号俸から 5 2 号俸まで
	4 級	1 号俸から 2 4 号俸まで

(2) 第 6 項の規定が平成 2 4 年 4 月 1 日から適用されていたとしたならば同項の規定により決定される号俸に基づき当該適用を受ける職員（同日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間又は俸給を支給されなかった期間がある職員を除く。）に同月分として支給されることとなる俸給、地域手当及び広域異動手当の月額合計額から、この規程による改正前の独立行政法人水産大学校職員給与規程により同月分として当該職員に支給された俸給、地域手当及び広域異動手当の月額合計額を減じた額

(平成 2 4 年 1 2 月に支給する期末手当及び期末特別手当に関する特例措置)

1 1 平成 2 4 年 1 2 月に職員（同年 4 月 1 日から同月 3 0 日までの期間において、在職しなかった職員及び俸給を支給されなかった職員を除く。）に支給する期末手当等の額は、第 2 5 条第 2 項から第 5 項まで（第 3 3 条の 2 の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第 2 9 条第 2 項から第 5 項まで（第 3 3 条の 2 の規定により読み替えて適用する場合を含む。）若しくは第 3 2 条第 1 項から第 4 項まで、第 6 項若しくは第 7 項又は平成 2 2 年改正規程附則第 3 項の規定にかかわらず、これらの規定により算出される期末手当等の額から、第 2 項から第 4 項まで（第 5 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。）、第 6 項（第 9 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び次項の規定が同月 1 日から適用されていたとしたならば同月分として第 2 項から第 4 項までの規定によりそれぞれ減ずることとなる額の合計額に相当する額を減じた額とする。

(平成 2 6 年 6 月に支給する期末手当及び期末特別手当に関する特例措置)

1 2 平成 2 6 年 6 月に期末手当等が支給される職員のうち、平成 2 4 年 4 月 1 日から引き続き在職している者（同年 5 月 1 日に適用されていた俸給表並びにその職務の級及び号俸がそれぞれ第 1 0 項第 1 号の表の俸給表欄、職務の級欄及び号俸欄に掲げるものであるもの（平成 1 8 年改正規程附則第 8 項から第 1 0 項までの規定の適用を受けない職員に限る。）を除

く。)に対する当該期末手当等の額は、第25条第2項から第5項まで(第33条の2の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第29条第2項から第5項まで(第33条の2の規定により読み替えて適用する場合を含む。)若しくは第32条第1項から第4項まで、第6項若しくは第7項又は平成22年改正規程附則第3項の規定にかかわらず、これらの規定により算出される期末手当等の額から、平成26年6月1日(当該支給される期末手当等について第25条第1項後段、第29条第1項後段又は第32条第7項の規定の適用を受ける職員にあっては、その退職をし、又は解雇にされた日)において当該職員が受けるべき俸給、俸給の特別調整額、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当及び単身赴任手当(第17条第2項に規定する理事長が別に定める額を除く。)の月額(平成22年改正規程附則第3項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあっては、同項の規定により減ぜられることとなる額を差し引いた額)の合計額に100分の3.67(理事長が別に定める期間がある職員にあっては、当該期間を考慮して理事長が別に定める割合)を乗じて得た額に相当する額を減じた額とする。

(端数計算)

- 13 第2項から第5項までの規定により給与の支給に当たって減ずることとされる額を算定する場合において、当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

附 則

この規程は、平成24年11月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成26年12月1日から施行する。
- 2 この規程の規定(独立行政法人水産大学校職員給与規程(以下「職員給与規程」という。))第28条第2項、第29条第2項及び独立行政法人水産大学校職員給与規程の一部を改正する規程(平成22年11月30日付け22水大校第724号)附則第5項の改正規定を除く。次項において同じ。)による改正後の職員給与規程(以下「改正後の職員給与規程」という。)の規定は、平成26年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の職員給与規程の規定を適用する場合においては、この規程による改正前の職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の職員給与規程の規定による給与の内払いとみなす。

(その他)

- 4 前2項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成28年1月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

2 この規程の規定（独立行政法人水産大学校職員給与規程（以下「職員給与規程」という。）第28条、第29条及び別表第1から別表第5の改正部分を除く。第4項において同じ。）による改正後の職員給与規程（以下「改正後の職員給与規程」という。）の規定は、平成27年4月1日（以下「適用日」という。）から、第28条及び第29条の規定は、平成27年12月1日から適用する。

（俸給月額に関する特例措置）

3 適用日から施行日までの間において、職員給与規程第5条第1項の規定により定められた俸給表の適用を受ける職員のうち、次の表の俸給表欄、職務の級欄及び号俸欄に掲げるものであるものは、適用日から改正後の職員給与規程別表第1から別表第4を適用する。

俸給表	職務の級	号俸
一般職員俸給表	1級	1号俸から93号俸まで
	2級	1号俸から23号俸まで
	3級	1号俸から7号俸まで
技術専門職員俸給表	1級	1号俸から121号俸まで
	2級	1号俸から26号俸まで
	3級	1号俸から18号俸まで
船舶職員俸給表（一）	1級	1号俸から69号俸まで
	2級	1号俸から31号俸まで
	3級	1号俸から15号俸まで
船舶職員俸給表（二）	1級	1号俸から85号俸まで
	2級	1号俸から34号俸まで
	3級	1号俸から22号俸まで
	4級	1号俸から2号俸まで
教育職員俸給表	1級	1号俸から31号俸まで
	2級	1号俸から11号俸まで

（給与の内払）

4 改正後の職員給与規程の規定を適用する場合においては、この規程による改正前の職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の職員給与規程の規定による給与の内払とみなす。

（切替日前の異動者の号俸）

5 施行日前に職務の級を異にして異動した職員及び理事長が別に定めるこれに準ずる職員の切替日における号俸については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をした者との権衡上必要と認められる限度において、理事長が別に定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（俸給の切替に伴う経過措置）

6 施行日の前日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける職員で、その者の受ける俸給月額が同日において受けていた俸給月額に達しないこととなるもの（理事長が別に定める職員を除く。）には、平成30年3月31日までの間、俸給月額のほか、その差額に相当する額（平

成 22 年改正規程附則第 3 項の表の俸給表欄に掲げる俸給表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が同表の職務の級欄に掲げる職務の級以上であってその号俸がその職務の級における最低の号俸でない者（以下、この項において「特定職員」という。）にあつては、55 歳に達した日後における最初の 4 月 1 日（特定職員以外の者が 55 歳に達した日後における最初の 4 月 1 日後に特定職員となった場合にあつては、特定職員となった日）以後、当該額に 100 分の 98.5 を乗じて得た額）を俸給として支給する。

7 施行日の前日から引き続き俸給表の適用を受ける職員（前項に規定する職員を除く。）について、同項の規定による俸給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、理事長が別に定めるところにより、前項の規定に準じて、俸給を支給する。

8 施行日以後に新たに俸給表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前 2 項の規定による俸給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、理事長が別に定めるところにより、前 2 項の規定に準じて、俸給を支給する。

（広域異動手当に関する特例）

9 適用日から平成 28 年 3 月 31 日までの間に職員がその在勤する事務所を異にして異動した場合又は職員の在勤する事務所が移転した場合における当該職員に対する当該異動又は移転に係る広域異動手当の支給に関する職員給与規程第 14 条の 2 第 1 項の規定の適用については、同項第 1 号中「100 分の 10」とあるのは「100 分の 8」と、同項第 2 号中「100 分の 5」とあるのは「100 分の 4」とする。

（広域異動手当に関する経過措置）

10 適用日前に職員がその在勤する事務所を異にして異動した場合又は職員の在勤する事務所が移転した場合における当該職員に対する当該異動又は移転に係る広域異動手当の支給に関する職員給与規程第 14 条の 2 第 1 項の規定の適用については、同項第 1 号中「100 分の 10」とあるのは「100 分の 6」と、同項第 2 号中「100 分の 5」とあるのは「100 分の 3」とする。

（平成 28 年 3 月 31 日までの間における単身赴任手当に関する特例）

11 適用日から平成 28 年 3 月 31 日までの間における単身赴任手当の支給に関する職員給与規程第 17 条第 2 項中「30,000 円」とあるのは「26,000 円」とする。

（その他）

12 第 2 項から前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

別表第1（第5条第1項第1号関係） 一般職員俸給表

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1	140,100	190,200	226,400	259,900	286,200	317,000	361,300	406,900	457,200	520,500
2	141,200	192,000	228,000	261,900	288,400	319,200	363,900	409,300	460,300	523,400
3	142,400	193,800	229,500	263,700	290,700	321,500	366,400	411,800	463,300	526,500
4	143,500	195,600	231,100	265,800	292,900	323,700	369,000	414,200	466,300	529,600
5	144,600	197,200	232,600	267,700	294,900	326,000	371,100	416,100	469,300	532,700
6	145,700	199,200	234,300	269,600	297,200	328,000	373,600	418,400	472,300	535,000
7	146,800	200,800	235,800	271,600	299,500	330,200	375,900	420,500	475,300	537,500
8	147,900	202,600	237,400	273,700	301,800	332,400	378,400	422,700	478,400	539,900
9	149,000	204,300	238,900	275,800	303,900	334,500	380,900	424,700	481,100	542,300
1 0	150,400	206,100	240,400	277,800	306,200	336,700	383,600	426,800	484,200	544,100
1 1	151,700	207,900	242,000	279,900	308,400	338,800	386,200	428,900	487,200	545,900
1 2	153,000	209,700	243,500	282,000	310,700	341,000	388,900	431,000	490,300	547,800
1 3	154,300	211,100	245,000	284,000	312,900	343,000	391,300	432,700	493,000	549,200
1 4	155,800	212,900	246,500	286,100	315,000	345,000	393,600	434,500	495,300	550,900
1 5	157,300	214,600	247,900	288,100	317,200	347,100	395,800	436,500	497,600	552,200
1 6	158,900	216,400	249,300	290,200	319,300	349,100	398,200	438,500	499,900	553,300
1 7	160,200	218,100	250,800	292,200	321,400	351,000	400,000	440,400	502,000	554,600
1 8	161,700	219,800	252,600	294,200	323,400	353,000	402,000	442,200	503,400	555,600
1 9	163,200	221,400	254,300	296,300	325,500	354,800	403,900	444,000	504,900	556,500
2 0	164,700	223,000	256,100	298,300	327,500	356,700	405,700	445,700	506,300	557,400
2 1	166,100	224,500	257,800	300,400	329,500	358,700	407,600	447,500	507,500	558,300
2 2	168,800	226,200	259,600	302,500	331,600	360,600	409,400	449,000	508,900	
2 3	171,400	227,800	261,400	304,500	333,600	362,600	411,200	450,400	510,400	
2 4	174,000	229,400	263,100	306,600	335,700	364,500	413,100	451,900	511,900	
2 5	176,700	230,800	265,100	308,400	337,300	366,500	414,900	453,300	513,000	
2 6	178,400	232,300	267,000	310,500	339,200	368,400	416,400	454,600	514,100	
2 7	180,100	233,800	268,800	312,600	341,100	370,400	417,900	455,900	515,300	
2 8	181,800	235,100	270,700	314,600	343,000	372,400	419,500	457,100	516,500	
2 9	183,300	236,400	272,400	316,600	344,700	373,900	421,100	458,100	517,500	
3 0	185,100	237,600	274,300	318,600	346,600	375,700	422,400	458,800	518,400	
3 1	186,900	238,700	276,200	320,700	348,500	377,500	423,700	459,600	519,300	
3 2	188,600	239,900	278,000	322,800	350,300	379,100	424,900	460,300	520,200	
3 3	190,200	241,200	279,700	324,300	352,200	380,900	426,100	461,000	521,000	
3 4	191,700	242,500	281,600	326,300	354,000	382,300	427,400	461,800	521,900	
3 5	193,200	243,700	283,400	328,200	355,800	383,800	428,700	462,500	522,600	
3 6	194,700	245,000	285,300	330,300	357,500	385,400	429,900	463,100	523,100	
3 7	196,500	246,000	287,000	332,200	358,900	386,800	431,100	463,600	523,800	
3 8	197,300	247,400	288,700	334,100	360,200	388,000	431,900	464,200	524,400	
3 9	198,600	248,900	290,500	336,100	361,600	389,200	432,700	464,800	525,200	
4 0	199,900	250,400	292,300	338,000	363,000	390,300	433,500	465,400	525,800	
4 1	201,200	251,800	294,000	339,900	364,300	391,400	434,100	465,900	526,300	
4 2	202,500	253,200	295,700	341,800	365,200	392,600	434,800	466,400		
4 3	203,800	254,600	297,400	343,600	366,300	393,800	435,500	466,800		
4 4	205,100	256,000	299,000	345,500	367,400	394,900	436,200	467,100		
4 5	206,300	257,200	300,700	347,000	368,200	395,600	437,000	467,400		
4 6	207,600	258,500	302,400	348,400	369,100	396,300	437,800			
4 7	208,900	259,900	304,000	349,900	370,000	397,000	438,200			
4 8	210,200	261,300	305,700	351,400	370,900	397,700	438,900			
4 9	211,300	262,600	306,900	353,000	371,800	398,300	439,400			
5 0	212,400	263,700	308,400	353,800	372,600	398,900	439,800			

5 1	213,400	265,000	309,900	355,000	373,400	399,400	440,200			
5 2	214,500	266,300	311,500	356,000	374,200	399,800	440,600			
5 3	215,600	267,400	313,100	356,900	374,900	400,200	441,000			
5 4	216,500	268,500	314,700	358,000	375,600	400,500	441,400			
5 5	217,500	269,800	316,300	358,900	376,300	400,800	441,800			
5 6	218,500	271,100	317,800	360,000	377,000	401,100	442,100			
5 7	219,200	272,200	319,300	360,900	377,500	401,400	442,400			
5 8	220,100	273,200	320,500	361,600	378,100	401,700	4248000			
5 9	221,000	274,300	321,700	362,300	378,700	402,000	443,100			
6 0	221,900	275,400	322,900	363,000	379,400	402,300	443,400			
6 1	222,600	276,600	323,600	363,400	379,800	402,600	443,700			
6 2	223,600	277,600	324,500	364,000	380,500	402,900				
6 3	224,500	278,500	325,300	364,700	381,100	403,200				
6 4	225,400	279,500	326,100	365,400	381,700	403,500				
6 5	226,100	280,300	327,000	365,700	382,100	403,800				
6 6	227,000	281,200	327,400	366,400	382,700	404,100				
6 7	227,900	281,900	328,100	367,100	383,300	404,400				
6 8	229,000	282,800	328,900	367,800	383,900	404,700				
6 9	229,800	283,800	329,700	368,100	384,300	404,900				
7 0	230,500	284,600	330,400	367,700	384,800	405,200				
7 1	231,200	285,400	331,100	369,400	385,300	405,500				
7 2	232,000	286,200	331,800	370,000	385,900	405,800				
7 3	232,800	287,000	332,300	370,300	386,200	406,000				
7 4	233,500	287,500	332,900	370,900	386,600	406,300				
7 5	234,200	287,900	333,400	371,600	387,000	406,300				
7 6	234,900	288,400	334,000	372,200	387,400	406,800				
7 7	235,600	288,500	334,300	372,600	387,700	407,000				
7 8	236,400	288,900	334,800	373,100	388,000	407,300				
7 9	237,200	289,100	335,200	373,700	388,300	407,600				
8 0	238,000	289,500	335,700	374,200	388,600	407,800				
8 1	238,700	289,700	336,100	374,700	388,800	408,000				
8 2	239,400	289,900	336,600	375,300	389,100	408,300				
8 3	240,100	290,300	337,100	375,800	389,400	408,600				
8 4	240,800	290,600	337,600	376,100	389,600	408,800				
8 5	241,500	290,900	337,900	376,500	389,800	409,000				
8 6	242,200	291,200	338,300	377,000	390,100					
8 7	242,900	291,500	338,800	377,400	390,400					
8 8	243,600	291,900	339,200	377,800	390,600					
8 9	244,300	292,200	339,500	378,200	390,800					
9 0	244,800	292,600	339,900	378,700	391,100					
9 1	245,300	292,900	340,400	379,100	391,400					
9 2	245,800	293,300	340,800	379,500	391,600					
9 3	246,100	293,400	341,000	379,800	391,800					
9 4		293,600	341,400							
9 5		294,000	341,900							
9 6		294,400	342,300							
9 7		294,600	342,400							
9 8		294,900	342,900							
9 9		295,300	343,300							
1 0 0		295,700	343,600							
1 0 1		295,900	343,900							
1 0 2		296,200	344,300							
1 0 3		296,600	344,700							
1 0 4		296,900	345,100							
1 0 5		297,100	345,600							
1 0 6		297,400	346,000							

1 0 7	297,800	346,400						
1 0 8	298,100	346,800						
1 0 9	298,300	347,300						
1 1 0	298,700	347,700						
1 1 1	299,100	348,000						
1 1 2	299,400	348,300						
1 1 3	299,500	348,800						
1 1 4	299,800							
1 1 5	300,100							
1 1 6	300,500							
1 1 7	300,700							
1 1 8	300,900							
1 1 9	301,200							
1 2 0	301,500							
1 2 1	301,900							
1 2 2	302,100							
1 2 3	302,400							
1 2 4	302,700							
1 2 5	303,000							

- 備考 1 この表は、他の俸給表の適用を受けないすべての職員に適用する。
 2 2級の1号俸を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなった職員で理事長が別に定めるものの俸給月額は、この表の額にかかわらず、181,200円とする。

別表第2（第5条第1項第2号関係） 技術専門職員俸給表

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円
1	126,400	177,600	199,300	246,800	276,600
2	127,300	179,100	200,700	248,000	278,500
3	128,300	180,600	202,100	249,100	280,300
4	129,200	182,100	203,400	250,100	282,200
5	130,200	183,500	204,700	251,300	284,000
6	131,200	185,000	206,100	252,600	285,800
7	132,200	186,400	207,500	253,800	287,500
8	133,200	187,800	208,900	255,000	289,400
9	134,000	189,200	210,300	256,100	291,100
10	135,000	190,400	211,900	257,300	292,900
11	136,000	191,700	213,500	258,500	294,600
12	137,100	192,800	214,900	259,700	296,400
13	137,900	194,000	216,200	264,800	298,000
14	138,900	195,100	217,700	261,900	299,700
15	139,900	196,200	219,200	262,900	301,300
16	140,900	197,300	220,500	264,000	302,800
17	142,000	198,400	221,600	265,100	304,400
18	143,200	199,500	222,400	266,300	306,000
19	144,400	200,500	223,300	267,400	307,700
20	145,600	201,500	224,300	268,400	309,400
21	146,700	202,500	225,200	269,400	310,700
22	147,900	203,600	226,700	270,500	312,100
23	149,100	204,700	228,000	271,600	313,500
24	150,300	205,700	229,100	272,700	315,000
25	151,500	206,600	230,600	273,700	316,400
26	153,000	207,500	231,900	274,800	317,900
27	154,500	208,200	233,200	275,900	319,300
28	156,000	209,100	234,500	277,000	320,700
29	157,400	210,000	235,700	278,000	322,300
30	158,900	211,200	236,900	279,100	323,500
31	160,400	212,200	238,200	280,100	324,800
32	161,900	213,100	239,500	281,100	326,000
33	163,400	213,800	240,600	282,000	327,500
34	165,200	215,000	241,900	282,900	328,000
35	167,000	216,100	243,100	284,000	329,100
36	168,800	217,300	244,300	285,100	330,200
37	170,600	218,300	245,600	285,800	331,300
38	172,300	219,500	246,900	286,700	332,400
39	174,000	220,700	248,200	287,600	333,400
40	175,700	221,800	249,500	288,500	334,400
41	177,300	222,800	250,600	289,400	335,400
42	178,700	224,000	251,900	290,400	336,400
43	180,100	225,100	253,100	291,400	337,400
44	181,500	226,200	254,400	292,300	338,400
45	183,000	227,300	255,300	293,000	339,300
46	184,400	228,400	256,400	293,900	340,300
47	185,800	229,500	257,600	294,800	341,300
48	187,200	230,600	258,700	295,700	342,300
49	188,500	231,700	259,900	296,400	343,200

5 0	189,700	232,800	261,100	297,000	344,100
5 1	1988300	233,900	262,300	297,700	345,000
5 2	192,000	235,100	263,300	298,500	345,800
5 3	193,100	236,200	264,400	299,100	346,600
5 4	194,200	237,200	265,500	299,900	347,400
5 5	195,300	238,100	266,700	300,600	348,200
5 6	196,400	239,100	267,900	301,300	348,900
5 7	197,500	240,100	268,900	302,000	349,600
5 8	198,500	241,100	269,900	302,700	350,400
5 9	199,500	242,100	271,000	303,500	351,200
6 0	200,500	243,000	272,000	304,200	351,900
6 1	201,600	244,000	273,100	304,800	352,600
6 2	202,500	244,900	274,200	305,500	353,300
6 3	203,400	245,800	275,200	306,200	354,000
6 4	204,300	246,700	276,300	306,900	354,700
6 5	205,000	247,600	277,200	307,400	355,300
6 6	205,800	248,400	278,000	307,900	355,800
6 7	206,500	249,200	278,800	308,500	356,300
6 8	207,300	249,900	279,600	309,100	356,800
6 9	207,700	250,700	280,500	309,700	357,200
7 0	208,300	251,300	281,300	310,100	
7 1	208,600	251,900	282,100	310,600	
7 2	209,200	252,400	282,800	311,100	
7 3	209,700	252,600	283,600	311,400	
7 4	210,300	253,000	284,300	311,900	
7 5	210,900	253,500	285,100	312,400	
7 6	211,700	254,000	285,900	312,800	
7 7	211,900	254,600	286,500	313,000	
7 8	212,600	255,000	287,000	313,300	
7 9	213,200	255,500	287,500	313,600	
8 0	213,800	256,000	287,900	313,900	
8 1	214,500	256,300	288,300	314,200	
8 2	215,100	256,600	288,700	314,500	
8 3	215,700	256,900	289,200	318,800	
8 4	216,400	257,200	289,700	315,100	
8 5	217,100	257,400	290,100	315,300	
8 6	217,700	257,600	290,700	315,700	
8 7	218,300	257,900	291,300	316,000	
8 8	219,000	258,200	291,900	316,200	
8 9	219,500	258,400	292,200	316,400	
9 0	220,100	258,600	292,700	316,700	
9 1	2097600	259,000	293,200	317,000	
9 2	221,300	259,200	293,600	317,300	
9 3	221,700	2590500	294,000	317,500	
9 4	222,200	2590900	294,500	317,800	
9 5	222,700	260,200	295,000	318,100	
9 6	223,200	260,500	295,500	318,300	
9 7	223,800	260,700	295,800	318,500	
9 8	2433200	261,000	296,200	318,800	
9 9	224,800	261,200	296,700	319,100	
1 0 0	225,300	261,500	297,200	319,300	
1 0 1	225,900	261,800	297,600	319,500	
1 0 2	226,400	262,000	298,000		
1 0 3	227,000	262,300	298,300		
1 0 4	227,600	262,600	298,600		
1 0 5	228,000	262,800	298,900		

1 0 6	228,500	263,000	299,300	
1 0 7	229,000	263,300	299,700	
1 0 8	229,400	263,500	300,100	
1 0 9	229,600	263,800	300,400	
1 1 0	230,000	264,100	300,800	
1 1 1	230,500	264,400	301,200	
1 1 2	231,000	264,600	302,500	
1 1 3	231,400	264,800	301,700	
1 1 4	231,900	265,100	302,000	
1 1 5	232,400	265,300	302,300	
1 1 6	232,900	265,500	302,500	
1 1 7	233,200	265,800	302,700	
1 1 8	233,600	266,100	303,000	
1 1 9	234,000	266,400	303,300	
1 2 0	234,400	266,700	303,500	
1 2 1	234,800	266,800	303,700	
1 2 2		267,100	304,000	
1 2 3		267,400	304,300	
1 2 4		267,700	304,500	
1 2 5		267,800	304,700	
1 2 6		268,100	305,000	
1 2 7		268,400	305,300	
1 2 8		268,700	305,500	
1 2 9		268,800	305,700	
1 3 0		269,100	306,000	
1 3 1		269,400	306,300	
1 3 2		269,700	306,500	
1 3 3		269,800	306,700	
1 3 4		270,100		
1 3 5		270,400		
1 3 6		270,700		
1 3 7		270,800		

備考 この表は、電話交換手その他これに準ずる技能的業務に従事する職員に適用する。

別表第3ア（第5条第1項第3号ア関係） 船舶職員俸給表（一）

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円	円	円
1	168,200	221,800	265,800	314,900	352,400	413,700	487,300
2	170,500	223,900	267,600	316,900	354,700	416,200	489,100
3	172,900	225,900	269,400	319,000	357,000	418,800	491,000
4	175,200	228,000	271,200	321,200	359,500	421,300	492,900
5	177,600	230,000	272,500	323,400	361,800	423,700	494,700
6	180,100	232,100	274,400	325,300	364,900	426,100	496,100
7	182,500	234,200	276,200	327,000	368,100	428,600	497,500
8	185,100	236,300	278,000	328,700	371,100	431,000	498,800
9	187,300	238,500	279,500	330,400	374,000	433,100	500,000
1 0	189,700	240,400	282,000	332,800	377,100	435,300	501,300
1 1	192,100	242,300	284,200	335,100	380,200	437,600	502,600
1 2	194,600	244,200	286,400	337,600	383,300	439,800	503,900
1 3	197,100	246,100	289,000	339,800	386,200	441,700	505,200
1 4	199,700	248,000	291,600	342,100	388,900	443,900	506,300
1 5	202,400	249,900	293,800	344,600	391,700	446,000	507,400
1 6	205,000	251,800	296,200	347,000	394,400	448,200	508,400
1 7	207,400	253,500	298,600	349,400	397,300	450,400	509,400
1 8	210,100	255,400	300,800	351,900	399,300	452,700	510,500
1 9	212,800	257,300	303,000	354,300	401,300	455,000	511,700
2 0	215,500	259,200	305,300	356,800	403,400	457,200	512,700
2 1	218,100	260,700	307,300	359,020	405,100	459,400	513,700
2 2	219,700	262,300	308,500	361,600	407,100	461,200	514,600
2 3	221,300	263,800	309,700	363,800	409,000	462,900	515,500
2 4	222,900	265,300	310,900	366,200	411,000	464,600	516,300
2 5	224,400	266,800	312,200	368,500	412,700	466,000	517,000
2 6	225,900	268,400	313,900	370,900	414,300	467,300	517,600
2 7	227,400	269,800	315,400	373,300	416,100	468,500	518,200
2 8	228,700	271,300	317,000	375,600	417,800	469,600	518,800
2 9	230,300	272,700	318,500	377,800	419,000	470,700	519,400
3 0	231,400	274,100	320,100	379,900	420,600	471,700	
3 1	232,500	275,500	321,800	382,100	422,100	472,700	
3 2	233,600	276,700	323,500	384,200	423,700	473,900	
3 3	234,800	277,800	325,100	386,100	425,300	474,500	
3 4	235,700	279,200	326,700	387,900	426,600	475,500	
3 5	236,600	280,400	328,000	389,600	427,900	476,600	
3 6	237,500	281,700	329,600	391,400	429,100	477,700	
3 7	238,300	282,800	331,100	393,200	430,300	478,600	
3 8	239,100	284,000	332,700	394,600	431,300	479,500	
3 9	239,900	284,900	334,300	396,100	432,300	480,400	
4 0	240,800	285,900	335,800	397,600	433,300	481,300	
4 1	241,800	287,000	337,300	398,400	433,700	482,100	
4 2	242,700	288,000	338,800	399,700	434,300	482,800	
4 3	243,600	288,900	340,300	400,900	435,000	483,500	
4 4	244,500	289,700	341,800	402,300	435,700	484,200	
4 5	245,300	290,700	343,300	403,700	436,300	484,700	
4 6	246,200	291,900	344,700	405,100	436,600	485,300	
4 7	247,000	293,100	346,100	406,500	437,200	485,900	
4 8	247,900	294,500	347,500	407,800	437,800	486,500	
4 9	248,300	295,900	348,600	409,100	438,300	486,800	

5 0	249,000	297,000	350,000	410,000	439,000	487,400
5 1	249,600	298,100	351,500	410,900	439,700	488,100
5 2	250,200	299,200	352,900	411,800	440,400	488,600
5 3	250,500	300,300	354,300	412,000	441,000	489,100
5 4	251,100	301,300	355,700	412,400	441,700	489,800
5 5	251,600	302,400	357,000	412,900	442,400	490,100
5 6	252,300	303,400	358,400	413,400	443,000	490,700
5 7	252,600	304,600	359,300	413,800	443,400	491,200
5 8	253,300	305,700	360,500	414,000	444,100	
5 9	253,900	306,800	361,600	414,600	444,800	
6 0	254,500	307,900	362,900	415,100	445,500	
6 1	255,100	308,700	364,000	415,600	445,900	
6 2	255,700	309,400	364,600	416,200	446,200	
6 3	256,200	310,200	365,100	416,800	446,500	
6 4	256,800	311,000	365,700	417,400	446,800	
6 5	257,300	311,500	366,100	418,000	447,000	
6 6	257,700	312,200	366,600	418,600	447,300	
6 7	258,000	312,900	367,100	419,100	447,600	
6 8	258,500	313,500	367,600	419,700	447,900	
6 9	258,800	314,300	367,800	420,300	448,100	
7 0			368,100	420,800	448,400	
7 1			368,500	421,400	448,700	
7 2			368,800	422,000	448,900	
7 3			369,300	422,500	449,100	
7 4			369,500	423,100		
7 5			370,000	423,600		
7 6			370,500	424,200		
7 7			371,000	424,700		
7 8			371,500	425,300		
7 9			372,000	426,000		
8 0			372,500	426,600		
8 1			373,000	426,900		
8 2			373,400	427,500		
8 3			373,900	428,200		
8 4			374,400	428,800		
8 5			374,800	429,200		
8 6			375,300	429,700		
8 7			375,700	430,400		
8 8			376,200	431,100		
8 9			376,700	431,300		
9 0			377,200			
9 1			377,700			
9 2			378,200			
9 3			378,500			
9 4			378,900			
9 5			379,400			
9 6			379,800			
9 7			380,300			
9 8			380,600			
9 9			381,100			
1 0 0			381,500			
1 0 1			382,100			

備考 この表は、船舶に乗り組む船長、航海士、機関長、機関士等に適用する。

別表第3イ（第5条第1項第3号イ関係） 船舶職員俸給表（二）

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円	円
1	143,400	186,900	220,900	254,500	286,600	315,400
2	144,400	189,100	222,600	255,900	288,000	317,300
3	145,500	191,300	224,100	257,400	289,400	318,900
4	146,500	193,500	225,500	259,100	290,800	320,600
5	147,500	195,600	226,900	260,800	292,100	322,400
6	148,800	197,500	228,600	262,700	293,400	324,000
7	150,100	199,400	230,300	264,400	294,700	325,700
8	151,400	201,300	232,000	265,900	296,000	327,200
9	152,500	203,100	233,500	267,200	297,400	329,000
1 0	154,000	204,700	235,200	269,000	298,700	330,600
1 1	155,600	206,300	237,000	270,700	299,800	332,200
1 2	157,100	207,900	238,700	272,400	301,000	333,900
1 3	158,400	209,500	240,300	274,000	302,300	335,500
1 4	159,900	211,100	242,100	275,500	303,300	337,100
1 5	161,400	212,500	243,900	277,000	304,100	338,700
1 6	163,000	214,000	245,600	278,500	305,200	340,200
1 7	164,400	215,300	247,300	279,900	306,100	341,700
1 8	166,100	216,700	249,200	281,300	307,100	343,300
1 9	167,800	218,100	251,100	282,600	308,000	345,000
2 0	169,500	219,400	252,700	284,000	308,700	346,700
2 1	171,100	220,400	254,300	285,500	309,600	348,300
2 2	173,100	221,800	255,700	286,900	310,600	349,900
2 3	175,000	223,200	257,200	288,400	311,700	351,500
2 4	176,900	224,600	258,900	289,800	312,700	353,100
2 5	178,600	225,900	260,600	291,200	313,500	354,500
2 6	180,400	227,200	262,500	292,500	314,300	356,100
2 7	182,200	228,600	264,200	293,700	315,100	357,700
2 8	184,000	230,000	265,800	295,100	316,000	359,200
2 9	185,600	231,300	267,000	296,300	316,900	360,700
3 0	187,700	232,800	268,800	297,400	317,800	362,000
3 1	189,800	234,200	270,400	298,500	318,600	363,500
3 2	191,900	235,500	272,000	299,600	319,300	365,000
3 3	193,800	236,700	273,500	300,800	320,200	366,200
3 4	195,700	237,600	275,000	301,900	321,100	367,200
3 5	197,600	238,300	276,500	302,900	322,000	368,400
3 6	199,500	239,400	277,900	303,900	322,900	369,500
3 7	201,300	240,100	279,300	305,000	323,700	370,800
3 8	202,900	241,400	280,600	306,000	324,600	372,000
3 9	204,500	242,500	281,800	307,000	325,500	373,000
4 0	206,100	243,700	283,300	308,100	326,400	374,100
4 1	207,500	244,500	284,900	309,100	327,200	375,000
4 2	209,100	245,800	286,200	310,000	328,100	376,000
4 3	210,700	247,000	287,600	311,000	328,900	376,900
4 4	212,300	248,500	288,900	311,900	329,700	377,900
4 5	213,700	249,500	290,400	312,800	330,600	378,900
4 6	215,000	250,900	291,800	313,700	331,400	379,700
4 7	216,200	252,200	293,100	314,500	332,300	380,700
4 8	217,500	253,400	294,400	315,400	333,100	381,600
4 9	218,900	254,800	295,500	316,300	333,700	382,400
5 0	220,100	256,200	296,700	317,100	334,200	383,400

5 1	221,300	257,600	297,800	317,900	334,800	384,200
5 2	222,400	259,000	299,100	318,600	335,400	384,900
5 3	223,700	260,100	300,400	319,200	336,000	385,900
5 4	2520200	261,500	301,500	320,000	336,600	386,700
5 5	226,200	262,800	302,600	320,800	337,200	387,600
5 6	227,400	264,000	303,600	321,500	337,800	388,300
5 7	228,500	265,100	304,700	322,000	338,100	389,200
5 8	2977000	266,400	305,700	322,600	338,700	390,000
5 9	230,900	267,600	306,800	323,300	339,300	390,800
6 0	232,100	269,000	307,900	324,000	339,900	391,600
6 1	233,300	270,200	308,900	324,600	340,100	392,100
6 2	234,400	271,400	309,800	325,100	340,500	392,800
6 3	235,300	272,400	310,900	325,600	340,800	393,400
6 4	236,400	273,700	311,900	326,200	341,300	394,100
6 5	237,000	275,000	312,800	326,500	341,500	394,700
6 6	238,000	276,200	313,700	327,000	341,900	395,200
6 7	238,800	277,400	314,500	327,600	342,300	395,600
6 8	239,900	278,500	315,400	328,200	342,700	396,100
6 9	240,900	279,500	316,300	328,600	343,200	396,800
7 0	241,700	280,400	317,000	329,000	343,600	
7 1	242,500	281,300	317,700	329,400	344,000	
7 2	243,400	282,200	318,400	329,800	344,500	
7 3	244,200	283,100	318,700	330,000	345,100	
7 4	244,900	283,800	319,200	330,200	345,600	
7 5	245,500	284,400	319,700	330,400	346,100	
7 6	246,100	285,000	320,200	330,600	346,500	
7 7	246,400	285,600	320,800	331,000	346,800	
7 8	247,000	286,200	321,300	331,200	347,200	
7 9	247,600	286,800	321,900	331,500	347,600	
8 0	248,300	287,300	322,500	331,800	348,000	
8 1	248,900	287,900	323,100	332,100	348,400	
8 2	249,300	288,500	323,500	332,500	348,700	
8 3	249,600	289,100	323,800	332,800	349,100	
8 4	250,100	289,700	324,100	333,200	349,500	
8 5	250,400	290,100	324,300	333,500	349,900	
8 6		290,400	324,600	333,800	350,300	
8 7		290,800	324,800	334,200	350,700	
8 8		291,300	325,100	334,600	351,100	
8 9		291,600	325,400	334,800	351,500	
9 0		292,000	325,700	335,100		
9 1		292,400	325,900	335,400		
9 2		292,700	326,200	335,800		
9 3		292,900	326,400	336,200		
9 4		293,300	326,600	336,400		
9 5		293,700	327,000	336,700		
9 6		294,100	327,400	337,000		
9 7		294,300	327,600	337,300		
9 8		294,500	327,900	337,600		
9 9		294,700	328,300	337,900		
1 0 0		295,000	328,700	338,200		
1 0 1		295,400	328,800	338,400		
1 0 2		295,700	329,000	338,700		
1 0 3		295,900	329,200	339,000		
1 0 4		296,100	329,500	339,300		
1 0 5		296,400	329,800	339,500		
1 0 6			330,100	339,900		

1 0 7			330,300	340,100	
1 0 8			330,600	340,300	
1 0 9			330,900	340,600	
1 1 0			331,200		
1 1 1			331,500		
1 1 2			331,800		
1 1 3			332,000		

備考 この表は、船舶に乗り組む職員（船舶職員俸給表（一）の適用を受ける者を除く。）に適用する。

別表第4（第5条第1項第4号関係） 教育職員俸給表

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円
1	210,000	270,700	318,100	403,400	533,200
2	212,200	273,700	321,000	405,700	536,200
3	214,400	276,500	324,100	408,100	539,300
4	216,600	279,300	327,200	410,600	542,400
5	218,700	282,200	330,400	413,000	545,400
6	220,900	284,700	333,200	415,500	547,800
7	223,100	286,900	336,000	417,900	550,300
8	225,200	289,300	338,700	420,400	552,700
9	227,500	292,000	341,700	422,300	555,000
10	229,900	294,500	344,800	424,800	556,800
11	232,300	296,900	347,900	427,200	558,700
12	234,700	299,500	351,200	429,600	560,600
13	237,000	302,000	354,300	431,300	562,300
14	239,400	304,000	356,400	433,500	563,700
15	241,800	306,100	358,800	435,700	565,000
16	244,200	308,200	361,400	438,000	566,200
17	246,300	310,400	364,000	440,300	567,500
18	249,400	312,600	366,200	442,700	568,300
19	252,500	314,700	368,500	445,000	569,000
20	255,600	316,700	370,700	447,400	569,700
21	258,500	318,800	372,800	449,500	570,500
22	261,500	321,400	374,900	451,800	
23	264,400	324,000	377,000	454,200	
24	267,300	326,800	379,100	456,500	
25	270,100	329,100	380,900	458,500	
26	272,700	331,300	382,700	460,700	
27	275,200	333,600	384,600	462,800	
28	277,900	336,100	386,500	465,000	
29	280,800	338,500	388,500	467,100	
30	283,200	340,700	390,200	469,400	
31	285,400	342,800	391,900	471,600	
32	287,800	344,900	393,600	473,700	
33	290,400	347,100	395,400	475,600	
34	292,600	349,400	397,200	477,700	
35	295,100	351,700	398,800	480,000	
36	297,500	353,900	400,600	482,200	
37	300,000	355,900	401,900	484,300	
38	301,700	357,900	403,500	486,300	
39	303,500	360,000	405,100	488,200	
40	305,200	361,900	406,700	490,100	
41	307,100	363,900	408,000	492,100	
42	308,100	365,800	409,600	494,000	
43	309,000	367,600	411,100	495,700	
44	309,900	369,400	412,700	497,600	
45	310,900	371,400	414,100	499,500	
46	312,000	373,200	415,700	501,300	
47	313,100	374,800	417,100	503,100	
48	314,200	376,600	418,700	505,000	
49	315,200	378,500	420,100	506,700	

5 0	316,300	380,100	421,400	508,400
5 1	317,200	381,900	422,700	510,200
5 2	318,200	383,600	424,000	512,100
5 3	319,400	384,900	424,700	513,700
5 4	320,400	386,400	425,700	515,300
5 5	321,500	387,800	426,600	517,000
5 6	322,500	389,400	427,500	518,600
5 7	323,600	390,800	428,400	520,200
5 8	324,700	392,200	429,300	521,500
5 9	325,800	393,500	430,200	522,800
6 0	326,800	395,000	431,100	524,000
6 1	327,900	396,300	432,000	525,200
6 2	328,900	397,700	432,900	526,200
6 3	330,000	399,200	433,900	527,200
6 4	331,100	400,700	435,000	528,200
6 5	332,000	401,700	435,900	528,800
6 6	333,100	402,800	436,900	529,700
6 7	334,000	403,800	437,900	530,600
6 8	335,100	404,900	438,800	531,500
6 9	336,000	405,900	439,800	532,400
7 0	337,100	406,800	440,800	533,200
7 1	338,100	407,600	441,700	533,900
7 2	339,200	408,400	442,700	534,400
7 3	339,800	409,200	443,700	535,100
7 4	340,800	410,100	444,600	535,600
7 5	341,800	410,900	445,500	536,400
7 6	342,800	411,700	446,500	537,000
7 7	343,800	412,400	447,300	537,500
7 8	344,800	412,800	447,800	
7 9	345,700	413,100	448,500	
8 0	346,600	413,400	449,100	
8 1	347,600	413,700	449,900	
8 2	348,600	414,000	450,600	
8 3	349,600	414,200	450,900	
8 4	350,600	414,500	451,500	
8 5	351,200	414,800	451,900	
8 6	351,800	415,100	452,200	
8 7	352,400	415,400	452,500	
8 8	353,000	415,700	452,800	
8 9	353,600	415,900	453,100	
9 0	354,000	416,200		
9 1	354,400	416,500		
9 2	354,900	416,800		
9 3	355,400	417,000		
9 4	355,800	417,300		
9 5	356,300	417,600		
9 6	356,800	417,900		
9 7	357,400	418,100		
9 8	357,900	418,400		
9 9	358,300	418,700		
1 0 0	358,800	418,900		
1 0 1	359,200	419,100		
1 0 2	359,700	419,400		
1 0 3	360,000	419,700		
1 0 4	360,500	419,900		
1 0 5	361,000	420,100		

1 0 6	361,400			
1 0 7	361,900			
1 0 8	362,400			
1 0 9	362,800			
1 1 0	363,300			
1 1 1	363,800			
1 1 2	364,200			
1 1 3	364,600			
1 1 4	365,000			
1 1 5	365,500			
1 1 6	365,900			
1 1 7	366,300			
1 1 8	366,700			
1 1 9	367,200			
1 2 0	367,600			
1 2 1	367,900			
1 2 2	368,300			
1 2 3	368,800			
1 2 4	369,100			
1 2 5	369,500			
1 2 6	370,000			
1 2 7	370,500			
1 2 8	370,900			
1 2 9	371,300			

備考 この表は、教授、准教授、講師、助教及び助手（船舶職員俸給表の適用を受ける者を除く。）に適用する。

別表第5（第5条第1項第5号関係） 指定職員俸給表

号	俸	俸給月額
		円
1		518,000
2		574,000
3		636,000
4		706,000
5		761,000
6		818,000

備考 この表は、独立行政法人水産大学校組織規程第3条第1項に定める者に適用する。